

第2次さくら市環境基本計画



2018年3月

さくら市

第2次さくら市環境基本計画の策定にあたって

私たちの小都市「さくら市」は、山岳地を水源とした鬼怒川、荒川、内川などが貫流し、これら豊富な水源を利用した水田の広がり
と緑豊かな丘陵地が連なり、日光連山、高原山及び那須連峰を背景
に里地里山の美しい景観の融合が見られます。



この水と緑に恵まれた豊かな自然を基盤として、先人たちはたゆみない努力を積み重ね、歴史と文化を育みながら発展してきました。

こうして遙かな年月を越えてきた、豊かな自然環境や生活環境を次の世代にしっかり引き継ぐべく守り育てていくことは、現在を生きる私たちの大きな責務だと考えています。

現在、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や、温室効果ガスの排出量増加に起因する地球温暖化をはじめ、様々な環境問題を抱えており、喫緊の課題として、持続的発展が可能な社会システムへの変革が求められています。

これまで本市では、2005年12月に制定した「さくら市環境基本条例」を基として、2008年3月に第1次「さくら市環境基本計画」を策定し、総合的かつ計画的に環境の保全に取り組んでまいりました。

2011年3月には東日本大震災という未曾有の自然災害に遭遇し、私たちはエネルギーの大切さや自然との関わり方、社会のあり方に対する大きな意識付けの契機を得ることになりました。

このような状況を踏まえ、この度、新たに「第2次さくら市環境基本計画」を策定いたしました。この計画は、現在の社会をとりまく環境情勢を踏まえ、これまでの理念を継承しつつ、新たな視点に立った環境づくりに取り組みながら、「身近な自然を大切にする 環境にやさしいまち（自然と共生した緑豊かなまち）」の実現を目指すものであります。

そして、言うまでもなく本計画の推進には、市民の皆様、事業者そして市の積極的な協働による取り組みが必要不可欠でありますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます次第です。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご議論又はご審議をいただきました環境基本計画策定委員会、環境審議会の各委員の皆様、貴重なご意見をいただきました市民の皆様へ深く感謝を申し上げます。

2018年3月

さくら市長 花塚 隆志

目次

第1章 さくら市の概況	1
1 さくら市の概況	2
2 さくら市の環境の概況	5
3 環境に対する市民の意識や考えなど.....	8
4 さくら市における環境保全等の取組の概況.....	10
第2章 さくら市環境基本計画とは	11
1 なぜ、環境基本計画が必要なの？	12
2 環境基本計画はどんな役割を果たすの？	13
3 計画が対象とする環境とは？.....	14
4 より良い環境づくりに向けて私たちの役割は？	15
5 計画を進めていくために.....	16
第3章 計画がめざす環境の姿と取組の方向	19
1 私たちを取りまく環境問題や課題.....	20
2 めざす環境像.....	22
3 環境像の実現に向けて	23
4 計画で進める取組の全体像.....	24
第4章 計画で進めていく基本的取組	27
1 自然環境の保全	28
2 地球環境の保全	33
3 生活環境の保全－廃棄物対策の推進－	37
－安全安心で健康な生活環境の保全－	41
4 環境教育・環境交流の推進－環境教育の推進－	46
－環境交流の推進－	49
第5章 重点的取組の展開	53
重点取組1 里地里山とのふれあい推進.....	54
重点取組2 CO ₂ 排出の抑制.....	58
重点取組3 5Rの推進	62
資料編	67
1 参考資料	68
2 さくら市環境基本条例	71
3 策定の経緯.....	75
4 諮問と答申.....	76
5 環境審議会委員名簿	78
6 環境基本計画策定委員会名簿.....	79
7 用語の解説.....	80

第1章 さくら市の概況

私たちのまち・さくら市の現状は



市役所上空から北を望む



道の駅きつれがわ上空から北を望む

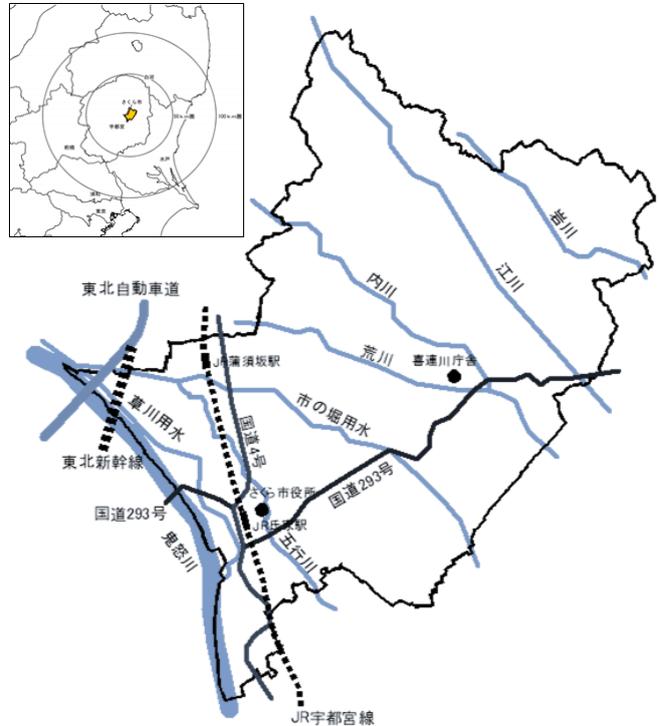
1 さくら市の概況

(1) 位置と面積

本市は、栃木県の中央部に位置し、南北は 17.8km、東西は 15.6km、面積は 125.63k m²、東京から北に約 115km の距離にあり、県庁所在地の宇都宮市に隣接しています。

氏家地区は関東平野の最北部に位置し、肥沃で平坦な土地と、鬼怒川などを源流とする豊富な水を利用した農業が盛んな地域です。

喜連川地区は丘陵地と水田、河川により形成される里地里山風景の美しい自然に恵まれた地域です。



(2) 人口の推移

本市の人口は、増加傾向にありましたが、2010 年から横ばい状況となり、2013 年の 44,935 人をピークに 2014 年以降緩やかな減少となっています。

世帯数は、世帯当たりの人員の低下に伴い増加していますが、2010 年以降は横ばいとなっています。



年齢別人口（国勢調査結果）では、2015年では65歳以上の高齢者の割合は24.0%（2005年19.8%）と市全体では超高齢社会に突入しています。また、年少人口割合は14.3%（2005年15.4%）となっており、少子化が進んでいます。

2017年4月1日現在の人口は44,009人（住民基本台帳）ですが、市では、2060年時点での人口展望として、合計特殊出生率の改善と人口移動の側面からの対策により、4万人より人口を減少させないことを目指しています。

（さくら市人口ビジョン/H27より）

(3) 産業の概況

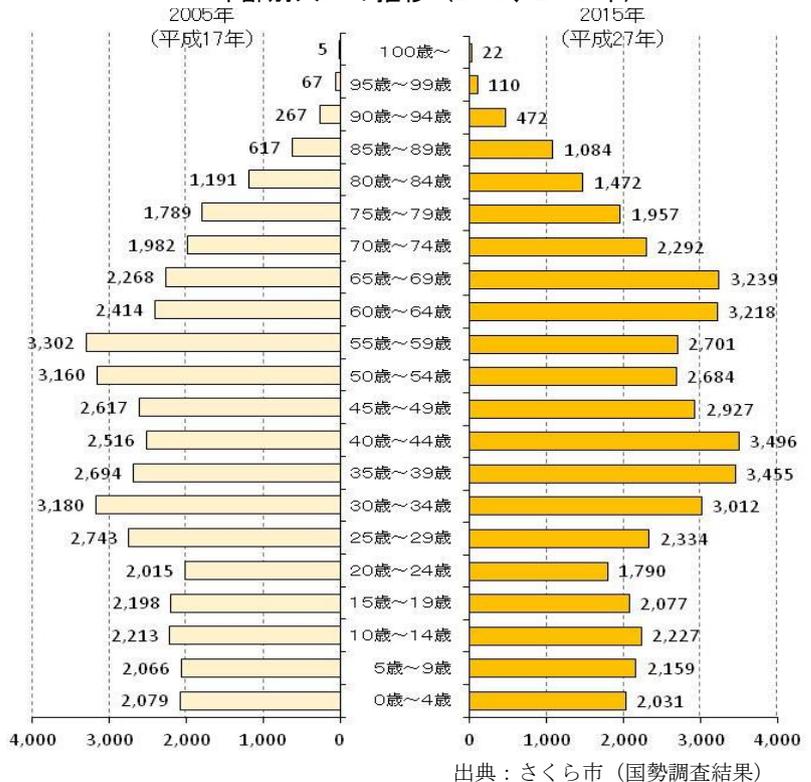
15歳以上の就業者数は、2010年に若干減少し、2015年は増加しています。

産業別では、第1次産業は一貫して減少傾向、第3次産業は増加傾向となっています。第2次産業は減少傾向でしたが、2015年は増加となっています。

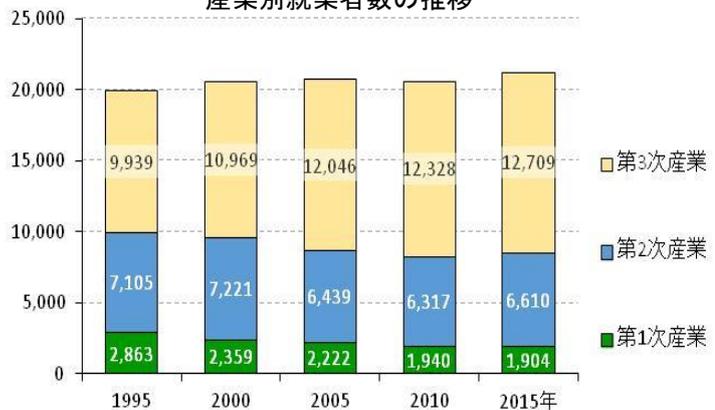
【農業】

農家数は、兼業農家が一貫して減少傾向となっています。しかし、専業農家は増加しています。

年齢別人口の推移（2005、2015年）



産業別就業者数の推移



農家数の推移



【工業（従業者4人以上の事業所）】

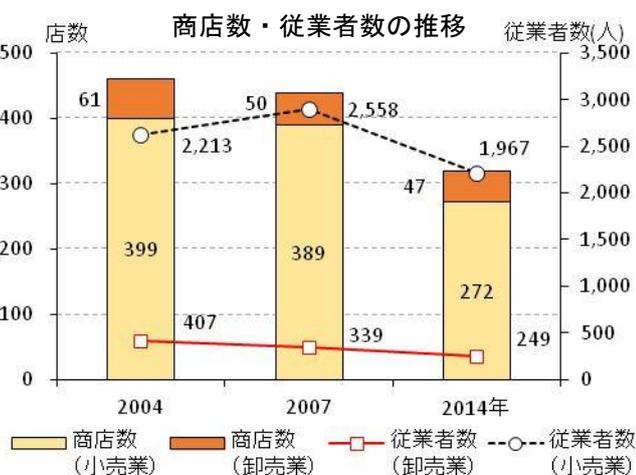
2005年以降、事業所数及び製造品出荷額は、減少傾向でしたが、2010年以降やや増加傾向となっています。

従業者数は、全体として緩やかな増加傾向で、2012年に大きく増加しましたが、それ以降は横ばいとなっています。



【商業】

2007年以降、卸売・小売商店数、従業者数、年間商品販売額は、ともに減少しています。なお、小売業の年間商品販売額は増加となっています。



(4) 土地利用の概況

本市は、肥沃な大地を利用した農業が盛んであり、「田」が市域全体の約40%と広い面積を占めています。次いで「山林」が約21%、「雑種地」、「宅地」、「畑」と続いています。

田や畑が減少しており、宅地が増加の傾向にあります。2016年では、2006年比の増減率で畑が11.6%、田が3.4%、山林が1.8%減少し、宅地が9.7%、雑種地が11.6%の増加となっています。



2 さくら市の環境の概況

(1) 自然環境の概況

本市は、鬼怒川・荒川・内川などの河川とその周辺に広がる肥沃な土地、そして、身近にある里山林や喜連川地区を中心として広がる丘陵地などの豊かで多様な自然環境に恵まれております。

豊かな水環境の周辺には、古くから集落が形成され、営みがみられ、東山道・奥大道・奥州街道などの街道が発達すると、宿場町や城下町として変貌を遂げてきました。これらの歴史を物語る文化遺産や建造物は、市の自然景観や街並みの一部として取り込まれ、今に受け継がれています。

丘陵地は、スギ・ヒノキの植林が大半を占めますが、一部にはまとまった落葉広葉樹林もあるほか、多くの林が河川や水田と隣接し、多様な自然環境を形成しています。

また、本市を貫流する鬼怒川や荒川、内川などの河川や水路の水辺環境は農業利用をはじめ、市民の憩いの場などとして利用されているほか、水生生物や水辺に特有の生物が多数確認されるなど良好な自然環境の場となっています。

鬼怒川河川敷で広範囲にみられる礫河原では、本市の天然記念物であり、シンボリック的存在となっている蝶のシルビアシジミなどが生息しています。

南部に広がる水田地帯では大小さまざまな水路が走っているほか、社寺林や屋敷林が点在し、水田環境に見られる貴重な動植物が生息しています。

また、種の保存法により国内希少野生動植物種に指定されるシモツケコウホネが本市においても自生していることが分かりました。

本市の生物多様性や貴重な動植物の保全に資するため、本市を代表する自然環境地である北部の里山林、河川沿いの河原や河畔林、南部の水田地帯に調査地点を設定し、2009～2011年度と2014～2016年度に、「さくら市自然環境調査」として動植物の生息状況を調査しました。今後も本計画期間中に自然環境調査を実施し、経年変化を確認する必要があります。

(調査結果概要は、56～57 ページ参照)



カワラノギク



カワラニガナ



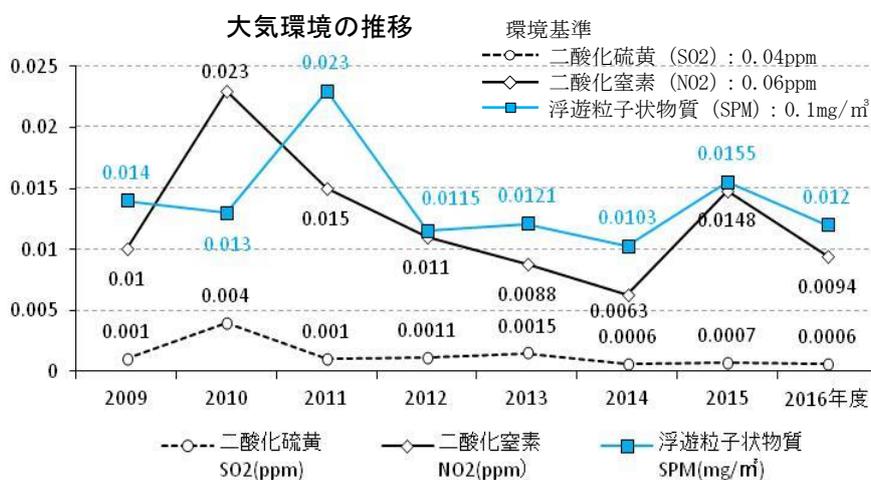
シルビアシジミ



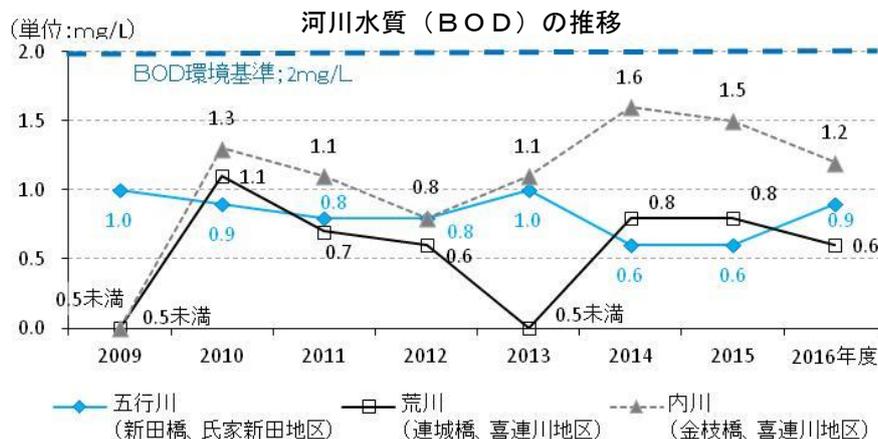
シモツケコウホネ

(2) 生活環境の概況

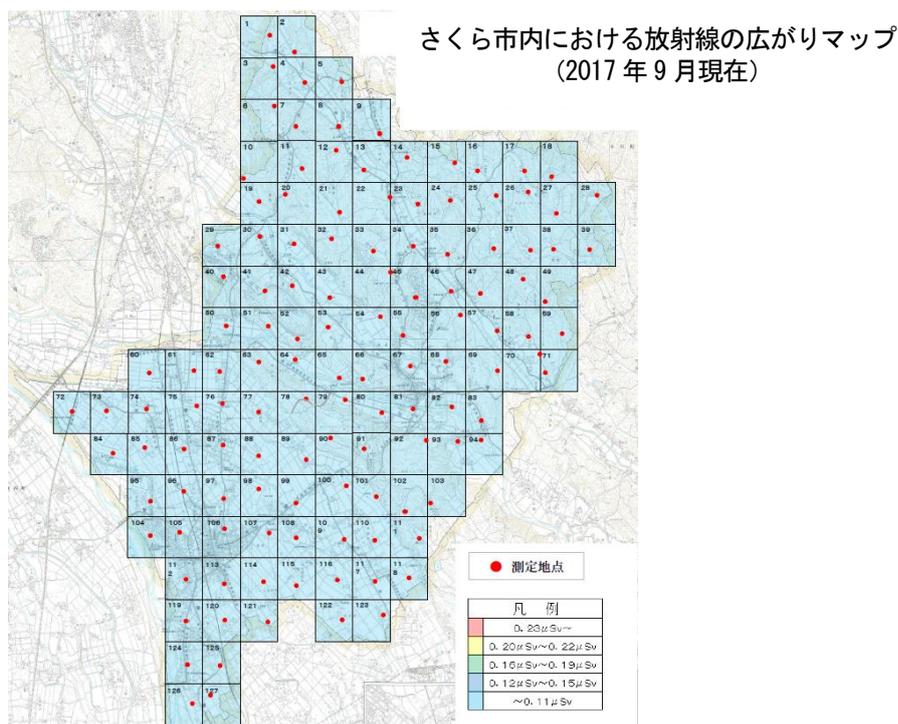
市が年1回独自に実施している大気質調査の結果は、各年の変動はありますが、すべて基準値を下回っています。また、道路に面する地域の騒音測定結果は、昼、夜とも環境基準を満足する値で推移しています。



本市の主要な河川水質の調査結果（夏期）は環境基準値未満で推移しています。



本市の空間放射線量は、2017年9月現在、 $0.05 \mu S v \sim 0.08 \mu S v$ となり全ての測定地点で、国の除染要件 $0.23 \mu S v$ 以下となっています。



(3) ごみ排出量の概況

人口の増加に伴い、生活系ごみの排出量は増加傾向にありましたが、2013年度以降横ばい状況となっており、1日1人あたりの生活系ごみの排出量もほぼ横ばいとなっています。住民団体により集団回収された資源物回収量は年30～50tの範囲で推移しています。

紙類資源物の回収状況は、民間業者による回収等もあり横ばいまたは減少傾向です。また、今後、一層の高齢化に伴い、ごみステーションまでのごみ出しが困難な高齢世帯の増加が見込まれます。



(4) 温室効果ガス排出の概況

市全域からの二酸化炭素排出量は2008年の経済不況で減少していましたが、2011年に増加し横ばいとなっています。

2014年の排出量は37万5千トンと1990年比で約77%増加しており、家庭部門と産業部門が約1.6倍、業務部門が1.1倍と大きく増加しています。なお部門別排出割合は製造業が35%、家庭・業務部門がそれぞれ18%、自動車部門が16%を占めています。



出典：環境省 地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト

3 環境に対する市民の意識や考えなど

さくら市の環境で大事に思う（魅力に感じる）こと

市民 [838 人]	事業者 [32 事業所]
①桜づつみ・桜並木など桜や花の名所 (38.5%) 水辺の自然や風景 (37.0%) ②豊かな温泉や地下水 (31.6%) ③近所の人とのコミュニティ (27.9%) 里山の自然や生き物とのふれあい (26.8%) まとまりある農地や豊かな農産物 (26.1%)	①水辺の自然や風景 (37.5%) 豊かな温泉や地下水 (37.5%) ②里山の自然や生き物とのふれあい (28.1%) 桜づつみ・桜並木など桜や花の名所 (28.1%) ③市街地や田園地帯を流れる用水や水路 (25.0%)

身近な環境の変化について（市民 [838 人]）

良くなったと思うこと	悪くなったと思うこと
①太陽光発電など再生可能エネルギー利用機器の普及 (44.4%) ②家庭から排出されるごみ問題 (39.4%) ③生活排水や事業所からの排水による川の汚れやごみ (34.6%)	①空き地の雑草や空き家の問題 (61.0%) ②耕作放棄地の増加や里山の森林の荒廃 (51.1%) ③バスなど公共交通機関の利用しやすさ (48.7%) ④不法投棄やポイ捨て (47.0%)

さくら市が今後取り組むべきこと

市民 [838 人]	事業者 [32 事業所]
①水のきれいさの確保・維持 (46.7%) ②空気のきれいさの確保・維持 (38.9%) 安心して遊べる公園等の整備 (38.2%) ③廃棄物の適正な処理 (37.7%) 自然豊かな水辺の保全・再生 (37.4%)	①水のきれいさの確保・維持 (40.6%) ②自然豊かな水辺の保全・再生 (28.1%) 農地や農産物の保全・活用 (28.1%) 地域の景観の保全・創出 (28.1%) ③水資源や良好な水循環の保全 (21.9%)

地球温暖化対策として取り組むべきこと

市民 [838 人]	事業者 [32 事業所]
①家庭や事業所での省エネ対策の普及 (50.8%) ②気候変動に伴う影響への対応 (44.2%) ③自転車や歩いて楽しく暮らせるまちづくり (40.1%)	①家庭や事業所での省エネ対策の普及 (59.4%) ②自転車や歩いて楽しく暮らせるまちづくり (40.6%) ③エネルギーの地産地消や効率的な利用 (37.5%)

市の計画や環境情報に対する関心（市民 [838 人] 事業者 [32 事業所]）

- さくら市環境基本計画や「ゆめ・さくら博」の環境に関するパネルやパンフレットなどについて、市民・事業者とも、「知っている、見たことがある」が2～3割に対して、「知らない、見たことがない」が6～7割と多く、「関心がある」も約6割あり、今後の普及啓発が重要です。
- 市民の環境問題に取り組む上で困っていることとして、「環境問題についての情報が不足している」が約50%と多く、次いで「何をやっていいのかわからない」が36%となっています。

さくら市を将来どのような環境のまちにしたいか

小学4年生 [453人]
①ごみのないきれいなまち (51.7%)
②川がきれいなまち (43.7%)
③空気がすみ、星空がきれいなまち (40.8%) 森や林など緑の多いまち (30.5%)

中学2年生 [419人]
①空気がすみ、星空がきれいなまち (49.2%)
②ごみのないきれいなまち (43.2%)
③川がきれいなまち (36.9%)

家や学校の周りで気になっていること

小学4年生 [453人]
①ポイ捨てされたごみ (71.3%)
②食べ物のごみ (37.3%) いやなにおい (32.0%) 車や建物からのうるさい音 (32.0%)
③河川や水路のよごれ (28.7%) 電気を使う量が多い (27.8%) 林や水辺のごみ (27.2%) 昆虫や魚を見ることが少ない (25.4%)

中学2年生 [419人]
①ポイ捨てされたごみ (60.6%)
②いやなにおい (30.5%) 河川・水路の汚れ (30.1%) 車や建物からのうるさい音 (30.1%)
③太陽光パネルが増えた (27.9%) 食べ物のごみ (26.7%) 電気を使う量が多い (24.3%) 林や水辺のごみ (23.6%) 空気の汚れ (23.6%)

気になっている地球環境問題

小学4年生 [453人]
①地球の温暖化 (69.9%)
②地球上の野生動物・植物の種類の減少 (38.5%)
③海や川の汚染 (28.9%) 人の健康や生物に影響のある化学物質 (28.7%)

中学2年生 [419人]
①地球の温暖化 (75.2%)
②地球上の野生動物・植物の種類の減少 (30.1%) 北極など氷の減少・海面の上昇 (29.1%)
③海や川の汚染 (28.2%) 人の健康や生物に影響のある化学物質 (27.7%)

環境を良くするためにやっていること (小学4年生 [453人] 中学2年生 [419人])

「いつも、行うようにしている」と「ときどき、やっている」を合わせた「行うようにしている」割合

- 家のまわりの自然や環境を良くすることでは、小中学生とも「天気の良い日は、外で遊ぶようにしている」が約8~9割と多く、次いで、「家のまわりの草とりや落葉の掃除をしている」で、小学生が約6割と多く、中学生の約4割より20ポイント高くなっています。
- ごみを少なくする行動では、小中学生とも「食物を大切にし、残さないようにしている」が最も多く(9割前後)、次いで「ごみのポイ捨てをしない」(8~9割)となっています。
- 電気や水を大切に使う(省エネなど)行動では、「プラグをコンセントから抜いている」を除くと、節電や節水については、小中学生とも8~9割とほぼ全員が行っています。
- 環境を守る活動への参加については、「学校や家で環境について調べている」が最も多く、小学生は約5割、中学生は約3割となっています。その他項目では、全体的に小学生が中学生より6~10ポイント高くなっています。

4 さくら市における環境保全等の取組の概況

本市は、水と緑に育まれた豊かな自然、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史・文化、農業を基調としたふるさと景観など多くの貴重な環境資源を有しています。

しかし一方で、化石燃料などエネルギー消費の増大、騒音、水質汚濁など都市型公害の発生、廃棄物の不法投棄など解決しなければならない環境問題を多くかかえています。これらは日常の生活や事業活動が原因となって発生し、複雑・多様化、広域化しています。

これらの環境問題は緊急性を要し、公害の防止に関する法令等の規制や対策、個別の問題への対策だけでは根本的な解決とはなりません。本市の水や緑などの環境資源を活かした長期的・総合的な環境づくりの目標を定め、共有し、総合的・計画的な取組を市民・事業者と協働で進めていく必要があります。

こうした情勢を踏まえ、本市では、環境の保全についての基本理念と市・事業者・市民及び滞在者の役割（責務）を明らかにし、環境保全のための施策を総合的・計画的に推進し、現在および将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的に、2005年12月にさくら市環境基本条例を制定し、2008年3月にさくら市環境基本計画（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。

また、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第1原子力発電所事故により、広範囲に放射能汚染が発生し、原子力発電の停止による節電やエネルギー利用の見直し、災害廃棄物処理など、私たちの生活や経済活動に大きな影響をもたらしました。こうした情勢を踏まえ2013年3月に、第1次計画の内容を見直し、環境基本計画（改訂版）を策定しました。

さらに、2013年度に市の事務事業における温室効果ガス削減に向けた第2次さくら市地球温暖化対策実行計画の策定や、2017年3月に温室効果ガス排出量の少ない新エネルギーの普及に向けたさくら市新エネルギービジョンを策定するなど、本市の環境保全に向けたさまざまな取組を進めてきています。

市の主な取組	
2005年 3月	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例制定（2006年3月28日施行） さくら市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定・施行
2005年 12月	さくら市環境基本条例制定
2006年 3月	第1次さくら市振興計画策定
2007年 4月～	太陽光発電システム設置費補助金の交付
2008年 3月	さくら市環境美化条例の制定（2009年度より施行）
2008年 3月	さくら市環境基本計画（第1次環境基本計画）策定
2009年 3月	さくら市地球温暖化対策実行計画（第1次）策定
2013年 3月	さくら市環境基本計画（改訂版）策定
2014年 3月	さくら市地球温暖化対策実行計画（第2次）策定
2016年 4月～	再生可能エネルギー利用機器設置費補助金の交付
2017年 3月	さくら市新エネルギービジョン策定
2017年 3月	第2次さくら市総合計画策定

第2章 さくら市環境基本計画とは

計画の基本的事項



ゆうゆうパーク

1 なぜ、環境基本計画が必要なの？

(計画策定の趣旨と目的)

現在、私たちが暮らす水と緑に囲まれた美しい星、地球は、地球温暖化問題をはじめ様々な環境問題を抱えています。地球は地殻、海洋及び大気など様々な自然要素が相互に働き、物質循環、エネルギー循環を行っています。この自然界の中を生命圏としているのが人間です。私たち人間は、生命の誕生から今日までこの自然界の一要素として、物質やエネルギーを使い生活を営んできました。

しかし今日、自らの豊かな生活を得るために環境を改変するようになったことで人間圏という新しい生命圏が生まれました。この新たな生命圏が要因となり、現在の環境問題が発生していると考えられています。急激な改変は気候変動を招き、結果として私たちに悪影響を及ぼします。私たちは被害者であると同時に加害者ともなっています。

このため、市では「さくら市環境基本条例」を制定し、環境の保全についての基本理念を定めました。基本条例の理念に則り、環境の保全に係る取組の方向を明らかにすることにより、市、事業者、市民及び滞在者が協働して、取組を総合的・計画的に進めていくことを目的として、この「さくら市環境基本計画」を策定しています。

さくら市環境基本条例の基本理念（第3条）

- 1 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。



ポピー畑

2 環境基本計画はどんな役割を果たすの？

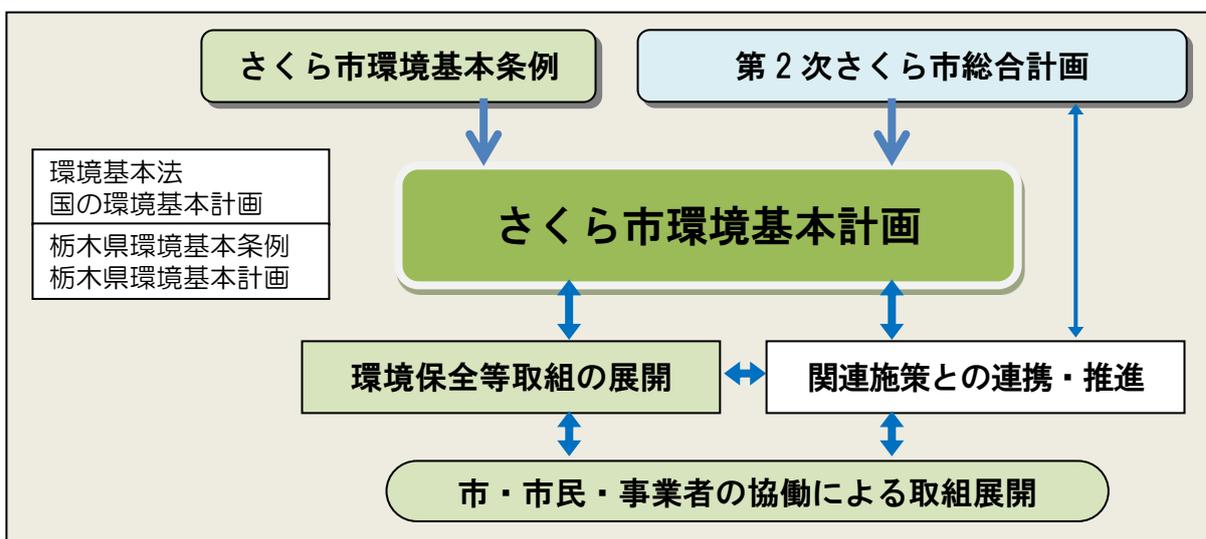
(計画の位置づけと計画の期間など)

(1) 計画の位置づけ

「さくら市環境基本計画」は、市がめざすべき環境像を明らかにし、環境像を具現化していくための基本となるもので、環境面の総合計画と位置づけます。

また、国、県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図り、効率的、効果的な推進を図るとともに、市・事業者・市民及び滞在者と連携・協力して取組を進めて行くための「道しるべ」となるものです。

そして、「第2次さくら市総合計画」の環境分野の計画として、将来都市像「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち」の実現に向けた「環境にやさしいまちづくり」を着実に進めていくものです。



(2) 計画の期間

計画の期間は、2018年度から2027年度までの10年間とし、2027年度を目標の達成年度とします。

また、環境に係る社会情勢や環境状況の変化など、必要に応じて（計画の中間年を目安に）、取組内容の見直しなどを行い、改訂していくものとします。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次さくら市環境基本計画							★					●
第2次さくら市総合計画基本構想										●		
第2次さくら市総合計画基本計画（前期・後期）					●					●		

【★は見直し年度、●・●は目標年度】

3 計画が対象とする環境とは？

(計画が対象とする環境の範囲)

本計画は、次に示すさくら市環境基本条例第8条に規定する「基本方針」に基づき、環境への負荷の少ない持続可能な地域社会の実現をめざしています。

さくら市環境基本条例第8条に規定する「基本方針」	対象とする環境
人の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。	生活環境の保全
生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。	自然環境の保全
人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、自然環境と調和の取れた良好な景観の形成並びに歴史的文化遺産が保全及び活用されること。	自然環境の保全 生活環境の保全
資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。	生活環境の保全 地球環境の保全
市民、事業者又はこれらの者の組織する団体が環境についての理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう必要な体制の整備が図られること。	環境教育・環境交流 の推進



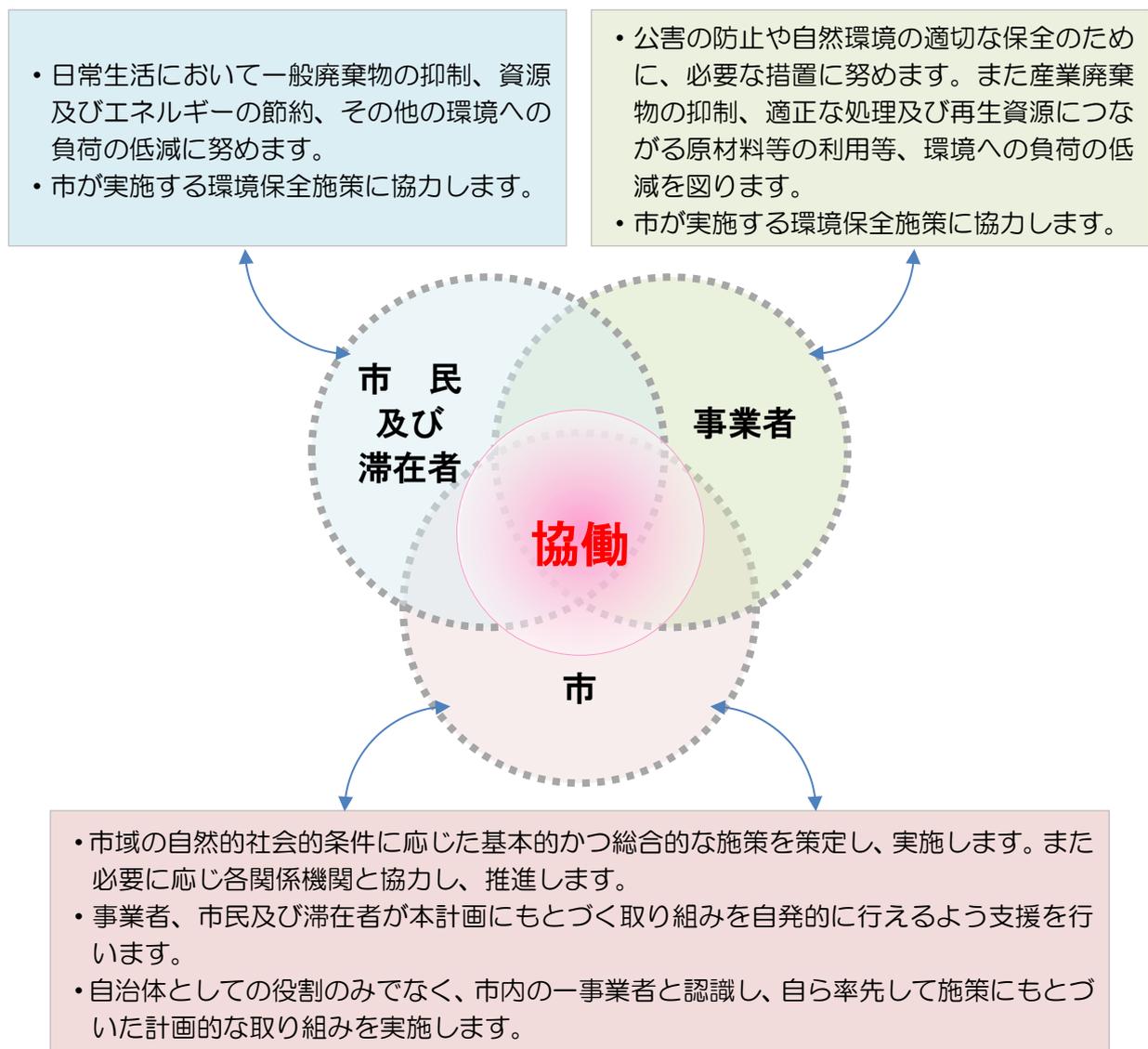
ゆうゆうパーク

4 より良い環境づくりに向けて私たちの役割は？

(市・事業者・市民及び滞在者の役割)

本計画を確実に推進し、環境像の実現を図るためには、市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれ協働することにより、それぞれが実施できることから着実に取組を進めていくことが大切です。そして、長期的な環境像の実現に向けた総合的・計画的な取組を進めていく必要があります。

さくら市環境基本条例では、環境の保全に係る各主体（市、事業者、市民及び滞在者）の責務を明らかにしています。その責務を踏まえ、それぞれがその役割を果たしていくとともに、協働して取り組んでいける社会（協働社会）の形成をめざしています。



5 計画を進めていくために

本市がめざす環境像の実現に向けては、市、事業者、市民及び滞在者が、環境の保全及び創造に関するそれぞれの責務と役割について考え、自主的かつ積極的に取り組んでいく必要があります。そして、それぞれの取組内容や取組状況などについて相互理解を深めつつ、連携して取組を進めていくことが不可欠です。

本計画を推進し、めざす環境像の実現を図っていくために、次に示す組織・体制により、計画の推進と進行管理を進めていきます。

(1) 計画を推進し、進行管理するための組織

本計画の推進及び進行管理にあたっては、次の組織が相互に、密接な連携のもとに進めていきます。

■ 環境審議会

環境基本計画にもとづいた施策の実施状況などについて、公正かつ専門的な立場から調査・審議し、必要に応じ、見直し・改善の答申を行います。



環境審議会

■ 策定委員会

計画の策定・変更時においては市民・事業者の代表として計画の検討を行うとともに、次期計画策定までの間、各主体の取組状況を確認し、本計画の進行管理を行います。



策定委員会

■ 市民環境会議

市民だけでなく、事業者の代表者も含め、さくら市環境基本計画にもとづく、市民・事業者の具体的取組の実施推進を図ります。

環境リーダーとしての経験を生かし地域での取組の推進や環境に関するイベントの企画・立案を行い、市が行う環境施策に対する市民・事業者の立場からの提案を行います。また、市民・事業者の取組状況を確認・検討し、市へ報告する役割も担います。

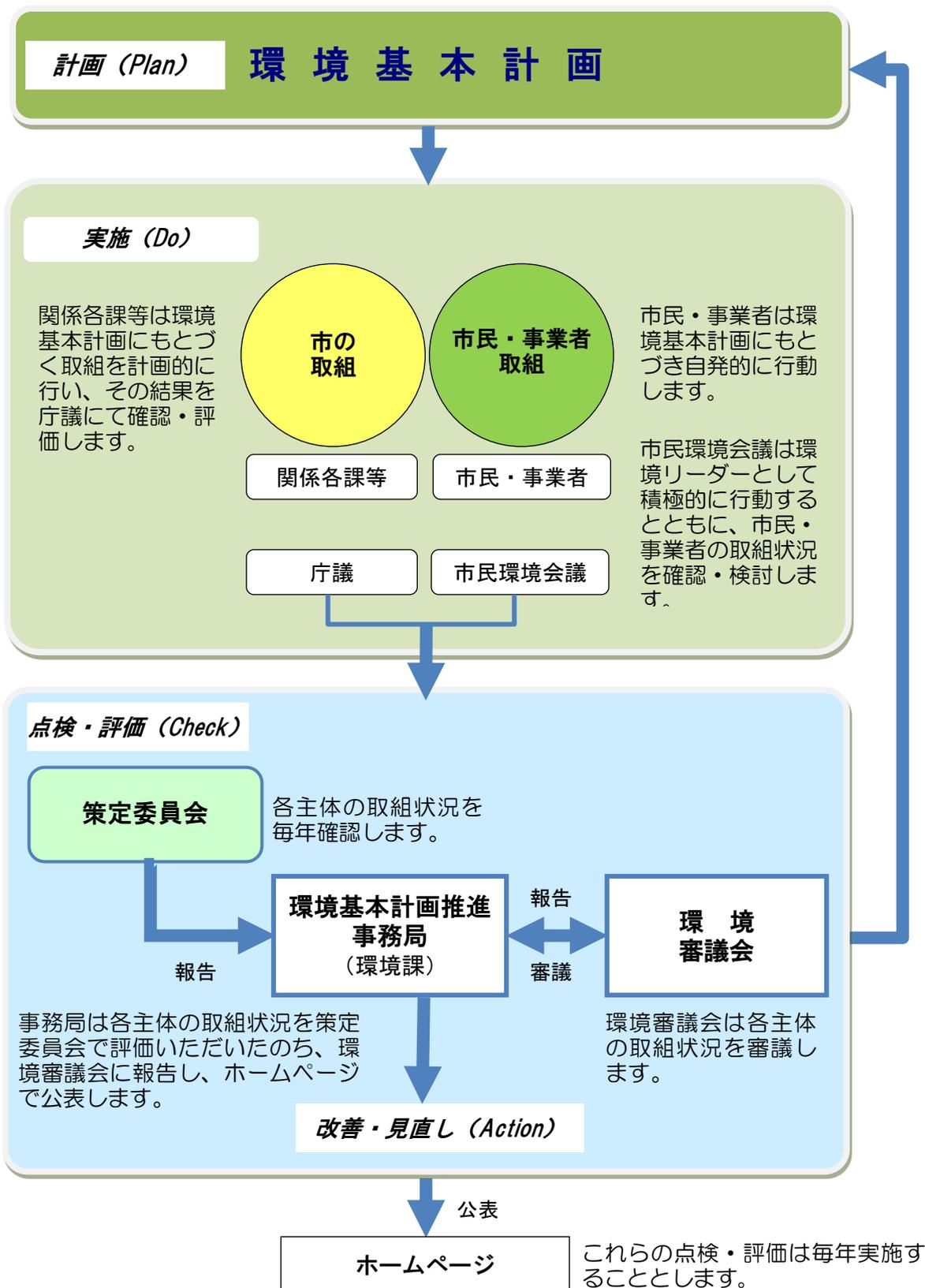
■ 庁議

市が行う施策について、妥当性・有効性・効率性の視点から評価し、業務改善を行います。

■ 環境基本計画推進事務局 (環境課)

環境課が環境基本計画推進事務局として、市、事業者、市民及び滞在者の取組状況を取りまとめ、環境審議会へ報告し、その結果をホームページにて公表します。

(2) 計画の進行管理体制



(3) 計画推進のための環境整備

本計画に掲げられた取組を着実に進め、環境像を実現していくために、市、事業者、市民及び滞在者の自主的な取組はもとより、それぞれの役割に応じた協働による取組の推進、取組や活動の機会や場の提供など、計画の推進のための環境整備を図っていきます。

■ 各主体の役割と参画による協働の推進

市は、本計画の目的および内容について、事業者、市民及び滞在者などに対して普及啓発を図っていくとともに、本計画の推進を図ります。また、事業者、市民及び滞在者の自主的な活動を支援するため、市は情報の提供、各主体間のネットワークづくりの支援など、必要な措置を講じます。

市は、全ての部局が本計画を認識し、関連施策については本計画に基づき計画的かつ積極的に展開を図ります。

■ 環境情報の収集・整備および発信・共有化の推進

本計画に掲げられた取組を総合的・計画的に進めていくためには、地域環境の現状や課題、各主体の取組状況などの情報の共有が大切です。そのため、環境に関する情報の収集・整備と発信を図っていきます。

また、市はもとより、事業者、市民及び滞在者もそれぞれの立場から環境に関する情報を収集・整備し、相互に発信しあい、情報の共有化に努めていきます。

■ 国および地方公共団体との連携

環境問題に境界はなく、特に河川や廃棄物、地球温暖化など、広域的な取組を必要とする施策については、国や県、近隣市町などの地方公共団体と連携し、効果的な推進を図ります。

■ 財政的措置

施策の重要性・緊急性やその効果、さらには地域の環境の変化などを総合的に勘案し、また環境像を実現するため必要な事項については、適切な財政的措置を図り、推進していきます。

第3章 計画がめざす環境の姿と 取組の方向

さくら市の動植物



シルビアシジミ



ミヤマシジミ



ミドリシジミ



アカガネネクイハムシ



ナミハンミョウ



キバネツノトンボ



セグロセキレイ



カワラノギク



ショウジョウバカマ



ヤマブキソウ



カキツバタ



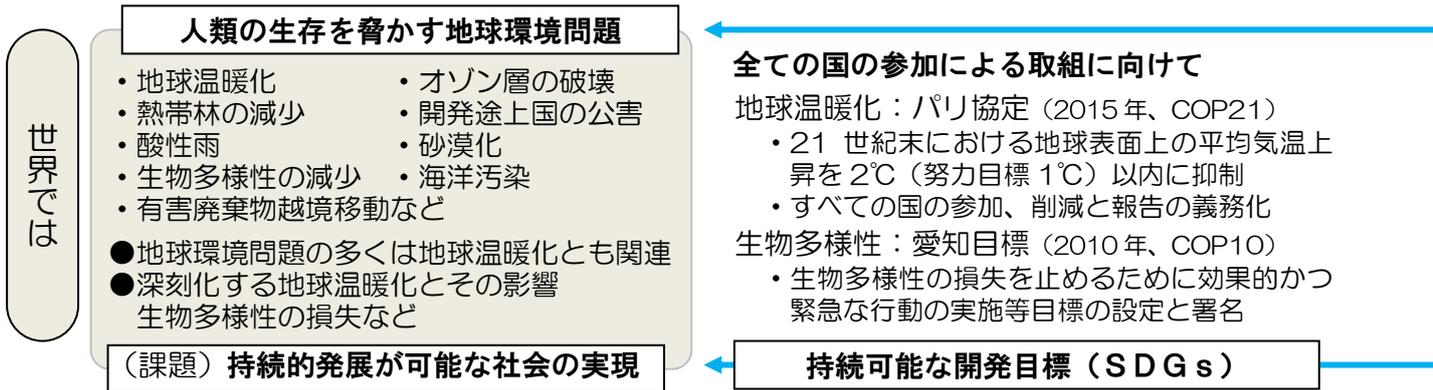
カワラナデシコ

松田 喬氏撮影

1 私たちを取りまく環境問題や課題

私たちの生活や経済活動による環境への負荷（自然改変や廃棄物、排水、二酸化炭素など汚染物質の排出など）は、私たちのまわりの環境を悪化させるだけでなく、大気などを通して地球上に広がり、地球環境問題の一因となっています。

そして、地球環境問題は、私たちにも、気候変動や資源の枯渇、生物種の減少などのさまざまな影響や問題をもたらしています。



環境分野	主な環境の現状・特性	環境面の主な課題
私たちのまわりの環境	自然環境 鬼怒川や荒川、江川などの河川と水辺 田園や平地林の緑豊かな里地里山環境 水辺や里山の自然に育まれた生物多様性 街道や宿場町・城下町としての歴史など	<ul style="list-style-type: none"> 里地里山とのふれあいの利用低下など有害鳥獣など農業や生活環境への影響 特定外来種など地域の生態系への影響 荒廃山林や耕作放棄地などの増加 大規模な太陽光発電施設設置による里地里山の改変
	地球環境 人口増加、車社会の定着や産業活動の活発化などに伴いエネルギー消費量や廃棄物発生量が増加、近年は横ばい 東日本大震災以降、節電等省エネルギー行動や太陽光発電設備導入が進展	<ul style="list-style-type: none"> 産業や家庭部門でのCO₂排出量増加 気候変動による影響への懸念
	生活環境 不法投棄やポイ捨てによるごみ散乱 ごみの適切な分別の普及 生活系ごみ排出量は横ばい状況 各種リサイクル法が整備 大気環境や水環境は都市地域に比べ比較的良好な状態で維持 原子力発電所事故による放射能汚染対応	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄・ごみ散乱等生活空間の快適さやまちなみへの影響 大規模災害時の廃棄物対策 身近な河川や水路での水質改善 PM2.5など新たな環境問題への対応 有害物質など環境面のリスクへの対応
	社会情勢等	<ul style="list-style-type: none"> 人口増加から減少社会への移行、多様な価値観やライフスタイルの定着 少子化・超高齢化社会の進展 子どもの環境教育・学習環境の変化（少子化による学校統廃合、自然とのふれあい減少） 住みややすら ranking 県内第一位（2016年） 兼業農家の減少、農業形態の変化など、里地里山の利用・管理者の減少

こうした環境問題に適切に対応していくためには、私たちが暮らすさくら市の環境と地球環境との関わりを考えながら、長期的な視点にたち、環境への負荷を減らし、環境をより健全な状態にしていく必要があります。そして、私たちや将来の世代が、地球の環境からの豊かな恵みを持続して授かり、共に発展していける地域社会の実現に向けた取組を、計画的に進めていく必要があります。

日本では

- 東日本大震災以降、安全・安心の確保、減災が課題
気候変動による集中豪雨など異常な気象災害の多発
大規模災害時での廃棄物処理・電気等エネルギー源確保
- パリ協定による温室効果ガスの一層の削減
日本：2030年の排出量を2013年比26%削減
気候変動による影響への適応
- 生物の多様性の減少と里地里山の環境の劣化
里地里山の維持管理、外来種対策など→資源・価値の向上
- 環境リスクの管理（化学物質・除染・公害等健康被害防止）
- 環境と経済の好循環、未来を支える技術の開発・普及

さくら市民の環境への考え

- 桜や花の名所、水辺の自然と風景、里山の自然などが魅力
- 子どもは、ごみのないきれいなまち、川や空（星空）がきれいなまち、森や林など緑が多いまちにしたい
- 生活環境では、水のきれいさの確保・維持に期待
- 地球温暖化対策では、省エネ対策や気候変動の影響への対応、自転車や歩いて暮らせるまちづくりに期待

環境保全等の方向

- 里地里山の自然環境の保全と維持管理
- 生物多様性の保全、良好な自然環境や資源の保全と活用
- 身近に自然とふれあえ、学べる場や機会の充実
- 自然や景観、生物多様性の保全に配慮したまちづくり
- 森林や水辺等の管理・整備など、環境保全機能の向上
- 温室効果ガス吸収源としての森林や農地の活用整備
- バイオマス資源作物など、荒廃農地の有効活用

- 温室効果ガス排出量の削減
産業や家庭・業務、自動車等各部門からの一層の削減
- 市民、事業者による省エネルギー行動や対策の促進
- 再生可能エネルギーの活用、エネルギーの地産地消

- ごみの散乱防止と環境美化
- 一層のごみの分別推進による減量化
- リサイクルに比べ取組が進んでいない4Rの普及定着
- ごみ出しが困難な高齢単身世帯の増加などへの対応
- 身近な河川や水路等の一層の水質改善（生活排水対策）
- 調査や監視、情報整備・提供など安全安心の確保
- 水質など広域的な環境対策（近隣市町と連携強化）

- 高齢者の知識・経験等の活用、いきがづくり
- 単身高齢世帯などごみ出し困難世帯の増加、介護費用増加
- 地域コミュニティの変化・衰退
- 社会施設・インフラなど都市的機能の見直しと効率化

さくら市環境基本計画策定に向け

- 計画で進める重点的取組の発信
 - ・重点的取組の実施に向けた市及び市民・事業者の取組の明示
- 計画がめざす環境像や取組の方向の共有化
- 市が進めていく取組の具体化
 - ・取組実施に向けた関係課の役割分担
- 協働による環境保全の取組普及
 - ・多様な価値観に応じ、一人一人が楽しんでできる環境活動（行動）
 - ・多様な主体の連携による環境保全等活動の推進
- 環境基本計画への理解と共有化
 - ・分かりやすい計画と発信
 - ・計画の進捗状況の分かりやすさ
- 総合計画との連携・連動の強化
 - ・市総合計画による関連事業の管理

さくら市総合計画

関連する個別計画や事業

2 めざす環境像

地球温暖化防止をはじめ、ごみの減量・資源化、自然環境・生物多様性の保全、生活環境の保全など、今日のさまざまな環境問題に対応し、自然環境の恵みを将来にわたって受け続けられる持続可能な地域社会をつくっていくことが求められています。

こうした地域社会をつくっていくためには、市だけでの取組では実現することはできません。環境問題の被害者でもあり、加害者でもある私たち一人一人が環境への負荷を減らしていくとともに、市民・事業者・市が相互に協力し合って、より良好な環境づくりに向けて協力して進めていくことが不可欠です。

そのためには、市民・事業者・市が環境づくりの方向（めざす環境像）を共有し、その実現に向けて、知恵を出し合い、協力して取り組んでいく必要があります。

本計画では、市民や子どものアンケート結果や第2次さくら市総合計画の将来都市像「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結び、魅力いっぱいのまち」と環境分野の取組の方向「環境にやさしいまち」を踏まえて、今までのさくら市環境基本計画の環境像「緑豊かで秩序あるまち～自然と共生した環境のまち～」の継続性を考慮して、本計画がめざす環境像を次のように定めています。

めざす環境像

身近な自然を大切にす り 環境にやさしいまち

（自然と共生した緑豊かなまち）

本市は、豊富な水資源を利用した水田と、緑豊かな丘陵地が連なり、里地里山の美しい景観の融合が見られます。

豊かな水と里山には、古くから集落が形成され、東山道・奥大道・奥州街道などの街道が発達すると、宿場町や城下町として変貌を遂げてきました。これらの歴史を物語る文化遺産や建造物は、市の自然景観や街並みの一部として取り込まれ、今に受け継がれています。

多くの川の流れは、農業用水として活用され、農産物としての豊かな恵みを私たちに与えてくれます。また、親水空間としての憩いの場の提供など私たちの生活に欠かせない存在です。

こうした緑豊かな里地里山の自然を守り、育て、活用し、より健全で良好な状態にし、将来にわたって豊かな恵みが安心して受け続けられるようにしていくことが、私たちの責務です。

私たちは、このことをいつも意識し、毎日の暮らしや事業活動から排出される環境への負荷を減らし、人にも、生き物にも、そして、暮らしにも、地球にもやさしいまちを、みんなで創っていくことを目指していきます。

3 環境像の実現に向けて

本計画では、めざす環境像「身近な自然を大切にす る 環境にやさしいまち」の実現に向けて、自然環境、地球環境、生活環境の保全と、それを支える環境教育・環境交流の推進に向けて、それぞれの取組を総合的・計画的に進めていきます。

めざす環境像

身近な自然を大切にす る 環境にやさしいまち

(自然と共生した緑豊かなまち)

生活環境の保全

安全・安心で健康的に暮らせる快適な生活環境を確保することは、持続可能な社会の構築への共通の課題です。

環境汚染や有害物質、気候変動などのさまざまな環境面からのリスクを減らし、安全・安心で健康に暮らせる生活環境づくりを進めます。

自然環境の保全

里地里山は、暮らしと密接に関わり、自然と共生した循環型社会が営まれることにより固有の文化を育んできました。

また、良好な野生生物の生息・生育環境として、貴重な動植物が見られる豊かな生態系を育み、私たちの暮らしにうるおいと安らぎをもたらしています。

私たちの暮らしや産業そのものが、豊かな水や里地里山、生物多様性のもとで支えられていることを理解し、今後も、自然環境を守り、より良好な状態で次世代に継承していくことをめざして、自然と共生した環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

地球環境の保全

エネルギーや資源の利用に伴う温室効果ガスの排出や廃棄物の発生は、私たちの生活や事業活動にとって避けては通れない課題です。

今日の便利で豊かな暮らしは、エネルギーや資源を大量に使用し、廃棄物を大量に排出する社会のしくみにより支えられてきました。

こうした社会のしくみを改め、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築していくことが求められています。

このため、環境にやさしい暮らしや事業活動が進められる環境にやさしいまちづくりを進めていきます。

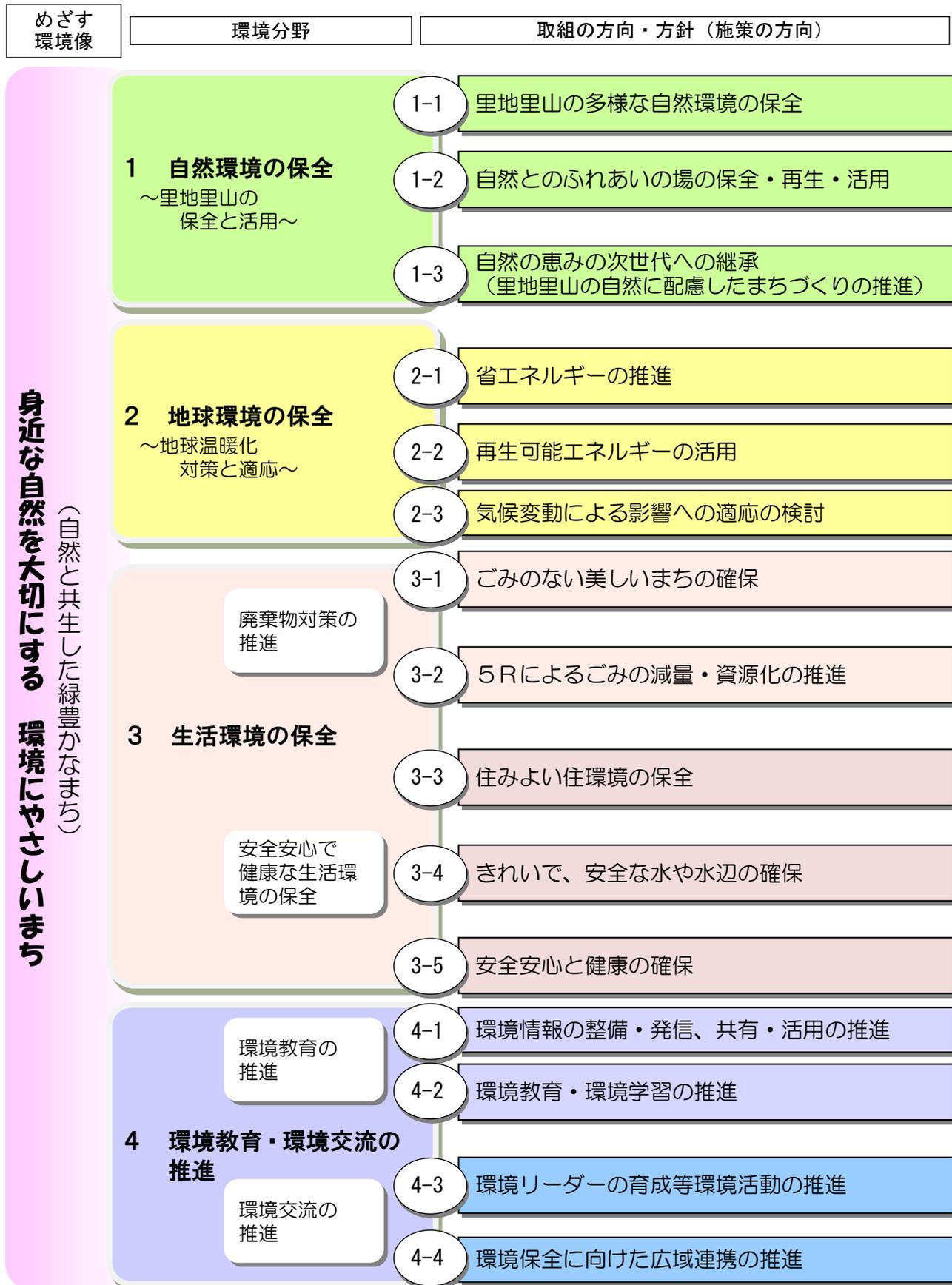
環境教育・環境交流（環境保全活動）の推進

今日の環境問題の解決にあたっては、行政だけではなく、私たち一人ひとりが環境について考え、環境への負荷を減らしていくほか、問題を共有し、一緒になって環境の保全に取り組んでいく必要があります。

環境教育と環境交流を進め環境への理解を深めていくとともに、滞在者を含む市民・事業者・市が協働して環境保全活動を推進していきます。

4 計画で進める取組の全体像

計画の構成と取組の体系



【参考】 【CO₂（シーオーツー）】二酸化炭素のことで、ここでは地球温暖化に係る温室効果ガスの代表として使用。
 【5R（ゴアール）】限りある資源を有効に使い、できるだけごみの排出を減らす取組のこと。①ごみになるものを断るリフューズ（Refuse）、②ごみをもとから減らすリデュース（Reduce）、③くりかえし使うリユース（Reuse）④修理して使うリペア（Repair）、⑤資源として再利用するリサイクル（Recycle）の5つの頭文字Rを使ったごみの減量・資源化の取組や運動。①～⑤の順で進めていくことが大切。





ポピー畑



ゆうゆうパーク

第4章 計画で進めていく基本的取組

ここでは、「目指すべき環境像」の実現に向けて、

- 1 自然環境の保全
- 2 地球環境の保全
- 3 生活環境の保全
- 4 環境教育・環境交流の推進

の各環境分野の取組の方向・方針、市が進めていく取組内容などを、環境の分野ごとに、以下の構成で示しています。



今宮神社大銀杏

環境の分野ごとの内容

(1) 現状	市域における環境の現状や特徴
(2) 課題	環境保全等の推進に向けた主な課題
(3) 取組の方向・方針	環境保全等を進めていくための取組の方針や方向
(4) 市が進めていく取組の内容	取組の方針ごとに、市が進めていく取組の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・取組の方向・方針の内容 ・具体的な取組内容 ・取組を進めていく担当課

■取組を進めていく目安について

計画の推進や進行管理を図っていく上での目標値や環境指標
 「1 自然環境の保全」、「2 地球環境の保全」、「3 生活環境の保全-廃棄物対策-」については、第5章 重点的取組に掲載

1 自然環境の保全 ～里地里山の保全と活用～

市内を流れる鬼怒川などの河川や緑豊かな里地里山の自然は、空気や水をきれいにし、豊かな水や土壌、生物多様性を育んでいるとともに、自然災害の緩和などの大切な役割を果たしています。また、市民に安らぎとうるおいをもたらしているほか、健康で快適な暮らしや文化、経済活動を支えている固有の資源です。

こうした本市の自然環境をより良好な状態に保全し、その豊かな恵みを活用していくとともに、将来世代に継承していくことが大切です。

(1) 現状

- 鬼怒川、五行川、荒川、内川などの清流をはじめ、緑豊かな丘陵地や田園などは、里地里山の多彩で豊かな自然や美しい景観を形成し、うるおいとやすらぎを与えています。
- 本市は、丘陵地、河川、水田など、多様な自然に恵まれ、歴史的に形成された城下町としての貴重な文化遺産と融合した美しい景観や街並みが形成されています。
- 第2次総合計画の市民アンケートでは、自然環境に恵まれていると思う市民の割合は約90%と多くなっています。
- 本計画に係る市民アンケートでも、大事にしていきたい環境として「水辺の自然や風景」が37%、今後取り組むべきこととして「水のきれいさの確保・維持」が約47%、「自然豊かな水辺の保全・再生」が37%と、順位が上位に位置付けられています。
- 水辺や里地里山の豊かな生態系により保たれる在来種の生息環境が、外来種であるシナダレスズメガヤやオオキンケイギクの繁殖などにより脅かされています。
- 本市では、鬼怒川などの河川により形成された肥沃な大地を活用した農業が盛んに行われています。また、丘陵地、農地、河川などによる豊かな生態系を有した里地里山が形成されています。
- 耕作放棄地では、モデル圃場でのそば栽培、バイオマス資源作物の栽培など、農地の再生を図っています。
- 長い歴史と伝統を物語る貴重な建物や彫刻、有形・無形の文化財、史跡などの文化遺産や記念物が多く、国指定の文化財が1、県指定の文化財が46、市指定の文化財が166、計213（2017年4月1日現在、さくら市の統計より）あります。
- 本市では、桜つつみや桜並木などを生かした桜の郷づくりを進めています。



お丸山公園



オオキンケイギク抜取り作業



オオキンケイギク

(2) 課題

- 市内を流れる主な河川や水路の流域は、市外にも広がっています。健全な水循環の確保や生態系の保全などに向けて、隣接市町や県、国との連携が重要です。
- 丘陵地の森林は、スギ・ヒノキの植林が広がり、まとまった広葉樹林地が少ない状況となっています。
- 森林や耕作地などが荒廃しないよう、持続的な管理が必要です。
- 大規模な太陽光発電施設建設や住宅開発などにより、森林・農地が減少しています。
- 農薬の使用による生態系への影響が危惧されています。
- 河原などで移入種が増加し、在来種を脅かしています。
- 有害鳥獣による農作物や生活環境への被害の増加が懸念されています。
- 文化遺産の保存、景観の保存についての取り組みが望まれます。
- 自然とのふれあいの場の不足やふれあう機会が減少しています。
- 自然環境保全の大切さを学ぶ機会が減少してきています。
- 里山の森林の管理、田や湧水、小河川を活かした自然の保全と再生、生物生息環境に配慮した河川整備など、身近に自然や生き物とふれあえる環境づくりが望まれます。



道の駅きつれがわ観光やな



自然観察会の様子



自然観察会の様子

(3) 取組の方向・方針（施策の方向）

1-1 里地里山の多様な自然環境の保全

- 里地里山環境の保全・育成
- 動植物の生息・生育状況の把握
- 地域の自然や生き物を知る機会の充実
- 希少な野生生物の生息・生育環境の保護
- 全ての事務事業における生物多様性への配慮
- 外来種の侵入・繁殖の防止、除去

1-2 自然とのふれあいの場の保全・再生・活用

- 身近に自然とふれあえる場の整備、自然とのふれあいの機会の創出
- 自然を活かした公園整備と管理
- 親水空間での学びの推進
- 目的にあった緑化の推進

1-3 自然の恵みの次世代への継承
(里地里山の自然に配慮したまちづくりの推進)

- 里地里山が果たしている多様な環境保全機能の保全と向上、活用
- 自然との共生の歴史や文化を伝える資産の保全と継承
文化遺産の調査・整理・保存
- ふるさとの原風景の保全
- 緑と桜を活かした緑のネットワーク形成
- 自然環境に配慮した土地利用の推進
- 農地の有効活用による自然環境の保全
- 環境に配慮した農業の推進
安全・安心な農産物の生産・流通の推進、地産地消の推進

(4) 市が進めていく取組の内容

1-1 里地里山の多様な自然環境の保全

生物多様性保全に係る情報の発信、市民参加による自然観察会等を進め、普及啓発を図っていきます。また、良好な自然環境を保全・育成し、多様な自然環境や生態系の保全を進めていきます。

1-1-1 生物多様性保全の普及啓発の実施	【担当課】
① 生物多様性保全の普及啓発	環境課
② 自然環境を生かした市民講座の開催 ▶4-2-2	生涯学習課
③ 自然観察会の実施	環境課、生涯学習課
④ 外来種の抑制に関する普及啓発	環境課
⑤ 定期的な自然環境調査（動植物調査）	環境課
1-1-2 水辺や里山の良好な自然環境の保全・再生	【担当課】
① 野生生物の生息・生育環境の保全	環境課、都市整備課
② 里山再生、広葉樹林の再生 ▶1-3-1	農政課
③ 里地里山保全活動の支援 ▶1-3-1	農政課
④ 外来種対策、有害鳥獣被害対策の推進	関係各課

1-2 自然とのふれあいの場の保全・再生・活用

市民が身近に自然とふれあえ、安全で安心して利用できる公園や緑地の整備と管理を進めていきます。また、景観的にも魅力があり、自然や生物と親しめる、うるおいとやすらぎのある河川・水辺の整備を進めていきます。

1-2-1 子どもたちが身近に自然とふれあえる場の整備	【担当課】
① 自然を活かした公園整備・管理事業	都市整備課
② 自然体験学習の推進 ▶4-2-1	学校教育課、生涯学習課
③ 小学校等における農業体験学習の推進 ▶4-2-1	学校教育課、生涯学習課
④ 河川の美化活動 ▶4-3-2	環境課
⑤ 環境保全団体の活動支援 ▶4-3-2	環境課
1-2-2 自然の再発見、自然体験機会の充実	【担当課】
① 撮っておき。さくら市（広報）	総合政策課
② 里山体験学習の充実など、自然環境を活用した体験型環境学習の推進 ▶4-2-1	生涯学習課
③ 市民農園支援 ▶1-3-3	農政課
④ スポーツ・レクリエーション活動を通じた自然とのふれあい	スポーツ振興課
⑤ グリーンツーリズム・農業体験の推進	農政課、商工観光課

1 自然環境の保全～里地里山の保全と活用～

1-3 自然の恵みの次世代への継承（里地里山の自然に配慮したまちづくりの推進）

森林の持つ自然環境保全機能、景観保全機能及び自然とのふれあい機能の向上、生態系に配慮した自然環境や景観の形成など、地域の自然や個性を活かした潤いのある里地里山の整備を進めていきます。

自然との共生の歴史や文化を伝える歴史的・文化的な街並の保全、天然記念物や指定文化財の保護管理などを進め、継承していきます。

農地や農業が果たしている多面的機能の保全と向上、環境に配慮した農業の推進、さくら市産の安全・安心な農産物の地産地消・食育を進めていきます。

1-3-1 里地里山の環境保全機能の保全と向上・活用	【担当課】
① 森林に対する普及啓発活動	農政課
② 里山再生、広葉樹林の再生 ▶1-1-2	農政課
③ 里地里山保全活動の支援 ▶1-1-2, 4-3-2	農政課
④ 植林等による森林機能の保全	農政課
⑤ 森林ボランティアの育成 ▶4-3-2	農政課
⑥ 都市部等広域連携による森林ボランティア活動の検討 ▶4-4-1	農政課
⑦ 森林保全協定林の整備推進	農政課
1-3-2 自然との共生の歴史・文化の保全と継承	【担当課】
① 桜の郷づくりの推進（枯損木の更新、新たな植栽）	総合政策課 都市整備課
② 環境に配慮した地区計画の策定	都市整備課
③ ふるさと田園景観の保全	農政課
④ 農村景観の確保と地域文化の継承	農政課
⑤ 文化遺産の伝承や記録作り	生涯学習課
⑥ 文化遺産、史跡等の調査、保存、整備	生涯学習課
⑦ 埋蔵文化財包蔵地地図の作成	生涯学習課
⑧ 文化遺産の防火訓練	生涯学習課、総務課
⑨ 街路樹緑化の推進、生垣づくりの奨励など	都市整備課
1-3-3 環境保全型農業・地産地消の推進	【担当課】
① 地域農業の担い手確保	農政課
② 市民農園支援 ▶1-2-2	農政課
③ 環境にやさしい持続性の高い農業の推進	農政課
④ 学校給食での地元農産物の利用促進	農政課、学校教育課
⑤ 小中学校からの食品廃棄物のたい肥化検討 ▶3-2-2	学校教育課
⑥ 環境に配慮したほ場整備（土地改良区運営補助事業）	農政課
⑦ 家畜排せつ物利活用施設整備事業 ▶3-2-2, 3-4-1	農政課

2 地球環境の保全

～地球温暖化対策と適応～

今日の地球規模の環境問題である地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらし、日本においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

日常生活や事業活動に欠くことのできない電気やガスなどのエネルギーの利用に伴う二酸化炭素や二酸化窒素などの排出は、大気汚染や地球温暖化の大きな要因となっています。こうした化石燃料を大量に消費する社会のしくみを、より環境への負荷の少ないものへと改めていくことが、世界共通の課題となっています。

このため、地球温暖化対策に向けて、省エネルギー対策をはじめ、再生可能エネルギー活用を促進し、温室効果ガス排出抑制を積極的に図っていくことが重要です。

(1) 現状

- ▶ 市民アンケートでは、地球温暖化対策として取り組むべきこととして、省エネや気候変動による影響への対応があげられています。
- ▶ 市域からのエネルギー起源の温室効果ガス（CO₂）排出量は、2014年度において1990年度比で約77%増、2013年度比約7%増と増加しています。
- ▶ 2014年度のCO₂排出量の部門別排出割合は、産業部門37%、運輸部門26%、家庭部門と業務部門がそれぞれ18%ですが、2013年度比で製造業が29%、家庭部門が22%増となっています。
- ▶ 東日本大震災を受け、省エネ設備や低燃費車の導入が進んできています。また、再生可能エネルギー固定買取制度により太陽光発電設備の設置が進んでいます。
【参考】固定価格買取制度（資源エネルギー庁）での市内の太陽光発電設備導入状況は、2016年11月末時点で、10kw未満が1,646件7,119kw、10kw以上が382件32,382kw
- ▶ 市内において一定規模以上の太陽光発電設備を設置する場合には、市との事前協議が必要です。
- ▶ バイオマス資源作物エリアンサスによるバイオマスエネルギー活用も進められています。

(2) 課題

- パリ協定の締結により、一層の温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みが必要です。（日本の約束草案：2030年の温室効果ガス排出量を2013年比26%削減）
- 森林や農地の温室効果ガス吸収源としての機能向上と活用を図っていくことが必要です。
- 市民・事業者の省エネルギー対応とエネルギーの効率的利用の普及促進が必要です。
- 市では事務事業において省エネに取り組むなど、率先したCO₂排出抑制の取り組みが必要です。
- 市民アンケートでも「自転車や歩いて楽しく暮らせるまちづくり」への期待が高く、超高齢化社会の進展を踏まえたコンパクトな都市構造への転換が重要になっています。
- 気候変動による影響への適応についての検討を進めていく必要があります。

2 地球環境の保全～地球温暖化対策と適応～

(3) 取組の方向・方針（施策の方向）

2-1 省エネルギーの推進

- 市域からの温室効果ガスの排出抑制
高効率設備・機器等の普及によるエネルギー使用量の低減
公共交通機関の利用の促進
- 家庭や事業所における省エネルギー取組の普及・促進
- エネルギーが効率的に利用される省エネルギー型のまちづくりの推進
住宅や事業所、施設の効率的なエネルギー利用など省エネルギー対策の普及
まちなかの緑の創出、緑・水辺など地域の自然を活かした省エネ対策
自転車の活用や歩いて暮らせる環境にやさしい居住環境の整備

2-2 再生可能エネルギーの活用

- 太陽光発電など再生可能エネルギー活用の普及促進
- 公共施設等への再生可能エネルギー導入の推進
- バイオマス資源等を活用したエネルギー利用の検討
- 従来型エネルギーの新利用形態による活用検討

2-3 気候変動による影響への適応の検討

- 気候変動による影響に関する情報の収集と提供
- 気候変動による影響への対応のあり方、対策の検討



氏家中学校のLED照明



氏家小学校のヒートポンプ空調(室外機)

(4) 市が進めていく取組の内容

2-1 省エネルギーの推進

日常生活や事業活動に伴う CO₂（温室効果ガス）排出抑制に向け、エネルギーの効率利用や省エネルギーの取組に関する情報提供など普及啓発を進めていきます。また、エネルギーが効率的に利用されるまちづくりなどの検討を進めていきます。

2-1-1 市民・事業者の省エネルギー行動の普及・促進	【担当課】
① COOL CHOICE 運動への参加と市民・事業者への普及啓発	環境課
② 市民・事業者の省エネルギー行動や取組の普及と推進	環境課
・節水等の啓発	水道課
・省エネルギー取組の推進	環境課
・次世代自動車の普及	環境課
③ 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の検討や取組の促進	環境課
・市域からの温室効果ガス排出量やエネルギー消費等の情報提供	環境課
・温室効果ガス排出抑制に向けた取組の推進	関係各課
④ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	環境課、財政課
・庁内文書管理の徹底（コピー用紙使用量の削減）	総務課
・公用車における低公害車・低燃費車の導入推進	財政課
・システム化による業務の効率化の推進	財政課
・ホームページ等活用による市民サービス業務の効率化の推進	総合政策課
2-1-2 効率的なエネルギー利用と歩いて暮らせるまちづくりの推進	【担当課】
① 家庭や事業所でのエネルギー効率利用による省エネ等の普及啓発	環境課
② 公共交通機関の利便性向上の推進	総合政策課
③ 公共交通機関の利用促進のための啓発	総合政策課
④ 公共施設等の適正化など効率的なエネルギー利用の推進	財政課
⑤ 自転車道や自転車ゾーンなど自転車利用環境の充実	都市整備課、建設課



非常用蓄電池（市役所）



電気自動車専用急速充電器
（道の駅きつれがわ）



電気自動車

2 地球環境の保全～地球温暖化対策と適応～

2-2 再生可能エネルギーの活用

地球温暖化対策における日常生活や事業活動に伴うCO₂（温室効果ガス）排出抑制に向け、再生可能エネルギー利用の支援と普及を進めていきます。

2-2-1 再生可能エネルギー活用の普及・推進	【担当課】
① 太陽光発電など再生可能エネルギー機器設置費用の補助	環境課
② 公共施設における再生可能エネルギー導入の推進 ・避難所への再生可能エネルギー設備の導入推進 ▶3-5-2	財政課 財政課、総務課
③ 太陽光発電以外の再生可能エネルギー活用の検討と情報提供	環境課
④ 大規模な再生可能エネルギー施設設置に伴う環境配慮の要請	都市整備課、環境課
2-2-2 バイオマスエネルギーの活用・促進	【担当課】
① ペレットストーブ活用の普及啓発	環境課
② バイオマス資源作物等の活用の推進	関係各課

2-3 気候変動による影響への適応の検討

地球温暖化など気候変動の影響として、集中豪雨などの極端な気象災害の発生、生物生息環境や農作物生産への影響、暑熱や感染症などの健康への影響が懸念されています。そのため、本市における影響についての情報を収集し、市民に提供していくとともに、今後の影響に適応していくための検討を進めていきます。

2-3-1 気候変動による影響に関する情報の収集と適応の検討	【担当課】
① 気候変動による影響に関する情報の収集提供	関係各課
② 気候変動による地域への影響と適応のあり方等の検討	関係各課



もとゆ温泉に設置のペレットボイラー

3 生活環境の保全－廃棄物対策の推進－

日常生活や事業活動を行っていく上で、廃棄物の発生は避けて通れない課題です。今日の豊かな暮らしをつくってきた大量生産・大量消費型社会の進展に伴い、大量の廃棄物が発生しています。自然界で分解されにくい物質や汚染をもたらす物質なども増え、廃棄物の収集や処理・処分には多大な経費が必要になっています。

このため、限られた資源を有効に活用し、ごみとして廃棄されるものを減らしていくとともに、再利用や資源としての循環利用を推進する地域社会を構築していく必要があります。

(1) 現状

- ▶ 市民アンケート結果で悪くなったと思うこととして、「空き地の雑草や空き家の問題」、「耕作放棄地の増加や里山の森林の荒廃」、「不法投棄やポイ捨て」が上位となっています。
- ▶ 子どもへのアンケート結果でも、家や学校の周りで気になっていることとして、「ポイ捨てされたごみ」が小・中学生とも1位となっています。また、どのような環境のまちにしたいかでも「ごみのないきれいなまち」が小学生で1位、中学生で2位となっています
- ▶ ごみ排出量はここ数年横ばい状況となっています。
- ▶ 人口の増加が横ばいになってきたことにより、家庭系ごみの総排出量が増加から横ばいになっています。また1日1人あたりの可燃ごみ排出量もほぼ横ばいとなっています。
【参考】一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）によると、2015年度の1人1日あたり生活系ごみ排出量は国全体で660g/人日、県全体688g/人日、さくら市586g/人日
- ▶ 紙類の資源物回収量は、事業者による回収などにより減少傾向にあります。
- ▶ 高齢化に伴い、ごみステーションにごみ出しすることが困難な世帯が増えています。

(2) 課題

- 粗大ごみの不法投棄やごみのポイ捨てへの対応、空き地や耕作放棄地、荒廃した森林などの管理が必要です。
- ごみが散乱しない、きれいなまちづくりに向けた環境モラルの普及啓発と不法投棄やポイ捨てさせない環境の整備やまちづくりを進めていく必要があります。
- 生ごみの減量化の普及啓発など、ごみのさらなる減量と資源化に向けた取組の推進が課題です。
- 5R運動の普及啓発と活動への支援が重要です。
ごみの発生をもたらすリデュースやリフューズの推進と活動への支援
資源物としてリサイクルする前に、再利用（リユース）や修理して使う（リペア）の推進と、フリーマーケットなどの活動支援
- 高齢者等世帯への見守りと一体となった戸別回収の推進など、収集体制の充実を図っていくことが必要です。

(3) 取組の方向・方針（施策の方向）

3-1 ごみのない美しいまちの確保

- ポイ捨てや不法投棄防止に向けた普及啓発活動の推進
- ポイ捨てなどがしにくい、きれいなまちづくりの推進
各主体の協働による環境美化活動の推進
空地・空家の管理の推進など
- 不法投棄の監視及び早期通報制度の強化
- 不法投棄をさせない環境の整備

3-2 5Rによるごみの減量・資源化の推進

- 5Rの普及啓発、もったいない意識の向上
- リサイクルに比べて取組が遅れているリフューズ、リデュース、リユース、リペアの取組の促進
- 市民・事業者との連携による5R活動の推進
- 小型家電リサイクルの推進など、有限な資源循環の推進
- 資源循環の形成に向けたグリーン購入など再生品活用の意識向上
- 分別など適正処理の徹底と資源収集体制の整備
- 生ごみの減量に向けた取組の普及など、一般廃棄物減量対策の推進
- 見守りネットワークと連携したごみ収集
- 環境負荷の少ない廃棄物処理の推進
- 廃棄物の適正処理・資源化に向けた地域連携の強化
- 市の事務事業におけるごみの減量・資源化の推進



山林に不法投棄された廃棄物

(4) 市が進めていく取組の内容

3-1 ごみのない美しいまちの確保

市民の環境美化意識の向上と市の公衆衛生の向上、それらに伴う健康で住みよきさくら市の形成のために、市民・事業者との協働による環境美化や清掃活動の推進と支援を進めていきます。

廃棄物の不適正処理（不法投棄や不適正な土砂等の埋立て、野焼き等）の早期発見及び未然防止を図るため、廃棄物・土砂等埋立監視員によるパトロールを実施していきます。

3-1-1 環境美化の推進	【担当課】
① 市内一斉清掃等の推進	環境課
② 道路・河川清掃、草刈、花植等による環境美化	建設課
③ 学校の清掃等環境美化活動の実施	学校教育課
④ 道路等、植栽帯の管理の協働化愛ロード、愛リバーの推進	建設課
⑤ 空地・空家管理の指導及び対策	環境課、都市整備課 総合政策課
3-1-2 不法投棄の撲滅・ポイ捨て防止の推進	【担当課】
① 不法投棄監視の強化	▶3-4-1, 3-4-3 環境課
② 適正な土砂埋立ての指導	▶3-4-2 環境課
③ 廃棄物不法投棄等の情報提供の促進	環境課
④ 事業所への適切な廃棄物処分方法の指導	環境課
⑤ ポイ捨て防止、不法投棄防止の普及啓発	環境課



市内一斉清掃の様子



不法投棄パトロール出発式

3 生活環境の保全－廃棄物対策の推進－

3-2 5Rによるごみの減量・資源化の推進

5Rの推進に向けた普及啓発をはじめ、リサイクルに比べ取組の遅れているリデュース・リユースなど残りの4Rの取組を進め、資源が循環する社会の形成をめざしていきます。

分別・ごみ出しルールの普及と徹底、市民団体等による集団資源回収の推進など、ごみの減量化・資源化を一層進めていきます。また、家庭等から排出される生ごみの減量化・資源化を進め、ごみの減量と収集処理の効率化を図っていくほか、単身高齢世帯などごみ出し困難世帯への対策を進めていきます。

3-2-1 5Rの推進・普及啓発	【担当課】
① 5Rの普及啓発	環境課
② 再生品の利用促進などグリーン購入の普及啓発と推進	環境課
③ 小型家電の回収・リサイクルの推進	環境課
④ 市の事務事業における5Rの推進	環境課、財政課
・再生品の利用促進	財政課、学校教育課
・庁内物品に対するグリーン購入の推進	財政課
・庁内文書類のペーパーレス化、リサイクルの推進	総務課、財政課
3-2-2 市民・事業者との連携による5R活動の推進	【担当課】
① フリーマーケット開催支援	商工観光課
② 市民団体・事業者への5R推進の協力要請	環境課
③ 不要日用品等再利用情報登録・紹介制度	環境課
④ 廃棄物のたい肥化の検討	▶1-3-3, 3-4-1 農政課、学校教育課
⑤ 公共工事における再生資材利用の推進	都市整備課、建設課
⑥ 下水道処理水の再利用の推進	下水道課
⑦ 下水道処理汚泥の資源化の促進	下水道課
⑧ 廃棄図書の有効利用	生涯学習課
⑨ 放置自転車対策の推進	財政課、総務課
3-2-3 一般廃棄物の減量と適正処理の推進 (ごみ収集・処理体制の整備等)	【担当課】
① ごみ減量・資源化の推進	環境課
② 分別等適正処理徹底のための啓発、指導	環境課
③ 集団資源回収への理解と推進	環境課
④ 生ごみ処理機器設置事業補助金制度の普及	環境課
⑤ イベント開催時におけるごみの持ち帰り、分別の推進	商工観光課
⑥ 高齢者・障がい者等を対象とした声かけ収集(戸別収集)の実施	環境課

3 生活環境の保全－安全安心で健康な生活環境の保全－

安全で健康な生活環境は、市民が生活や文化活動を行っていく上で、また、本市の将来都市像やめざす環境像の実現に向けた基本的な条件です。そのため、市民・事業者の日常生活や事業活動から発生する環境汚染物質などの環境負荷を極力減らし、大気・水・土などの環境をより良好な状態で維持し、安全で健康的な暮らしを支えていくとともに、将来世代に引き継いでいくことが必要です。

現在は、安全や健康に影響を及ぼす緊急性の高い環境汚染等は見られませんが、環境の状況を監視していくとともに、未然防止に向けた対策を進めていく必要があります。

(1) 現状

- ▶ 豊かな水と緑を有し、水源涵養や災害防止、生態系の保持など重要な役割を担っているほか、首都圏内という立地条件を生かし、水・土を活用した農業が盛んに行われています。
- ▶ 森林や水辺などの自然浄化作用により、都市部に比べ、澄んだ空気やきれいな水を有する地域となっています。
- ▶ 国道4号、国道293号などは交通の要衝としての役割を果たしているため、一般車両だけでなく、大型トラックなど事業活動に伴う排気ガスの発生も多い状況となっています。
- ▶ 都市化により住宅や商業施設が増え、自動車に依存する社会構造が進んでいます。
- ▶ 年により変動が見られますが、大気・水質とも環境基準値未満で推移しています。
- ▶ アンケート結果では、水や空気のきれいさの確保・維持、空気がすみ星空がきれいなまち、川がきれいなまちへの期待が高くなっています。
- ▶ 原子力発電所事故による放射線量の監視と情報提供を継続して進めています。
- ▶ 地球温暖化など気候変動による自然災害や健康への影響などが懸念されています。

(2) 課題

- 低燃費・低公害車、クリーンエネルギーカーの普及など、自動車排出ガス抑制が課題です。
 - ごみの野外焼却による悪臭の苦情対応、畜産における臭気対策の推進が重要です。
 - 近隣騒音（音響やペットなど）への配慮の普及啓発を図っていく必要があります。
 - 下水道への接続や合併処理浄化槽の普及など、生活排水処理対策の推進が課題です。
 - 生活排水の負荷を低減する取組への理解と普及を図っていく必要があります。
 - 土壌汚染や地下水汚染への監視と対策を進めていく必要があります。
 - 安全安心で健康に暮らせる生活環境の確保（環境面からのリスクの低減と管理）を図っていく必要があります。
- PM2.5など健康に影響をもたらす有害物質に関する情報の提供
福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の監視と情報提供

(3) 取組の方向・方針（施策の方向）

3-3 住みよい住環境の保全

- 大気環境の調査（測定等）と監視の継続、市民への情報提供
- PM2.5（微小粒子状物質）など、新たな環境汚染への対応
- 県及び近隣市町との連携による汚染防止の推進
- 騒音・振動、悪臭の発生状況の把握と発生源対策の推進
- ペット等の飼育マナーの普及

3-4 きれいで、安全な水や水辺の確保

- 水環境の調査（水質調査）と監視の継続、市民への情報提供
- 排水の適正処理（生活排水対策）の推進
- 事業場への立ち入りによる検査と指導
- 土壌・地下水汚染の防止
- 水源の汚染防止
- 水資源の確保、地域の健全な水循環の確保に係る広域連携の推進

3-5 安全安心と健康の確保

- 暮らしに関わる環境問題への適切な対応、環境面からのリスクの低減
- ダイオキシン類・PCB・アスベストなどの有害物質に対する適切な対応
- 有害化学物質に関する情報の提供や適正な使用・管理の普及
- 福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の監視と情報提供
- 大規模災害時における環境面からの対策（災害時廃棄物処理など）の推進

(4) 市が進めていく取組の内容

3-3 住みよい住環境の保全

県との連携や、大気環境の定点観測の実施による監視と情報の提供を進めていくほか、必要に応じて、工場・事業場への立入検査や改善のための指導を進めていきます。

また、必要に応じ、騒音・振動・悪臭等の公害調査を実施します。あわせてペット等の飼育マナーの啓発を進めていきます。

3-3-1 大気汚染の防止 (調査・監視、公害防止対策の推進)	【担当課】
① 大気環境調査	環境課
② 工場・事業場等への立ち入りによる検査や指導	環境課
③ 公害防止協定の締結による環境保全の推進 ▶3-4-1	環境課
④ 県との連携による大気環境の監視と市民への情報提供	環境課
・PM2.5や光化学スモッグ等の情報提供と対策の推進	環境課
3-3-2 騒音・振動・悪臭の防止及び住環境の向上	【担当課】
① 自動車交通騒音等の騒音調査の実施	環境課
② 道路維持管理工事の推進	建設課
③ 悪臭苦情に対する適切な対応	環境課、農政課
④ 工場・事業場等への立ち入りによる検査や指導	環境課
⑤ 不適切焼却行為の監視	環境課
⑥ 犬・猫の避妊・去勢手術費の補助	環境課
⑦ ペットの飼い方等に関する情報提供	環境課

■取組を進めていく目安（目標値・環境指標）

目標・指標	(単位)	現状 (2016年度)	目標年 (2027年度)
	担当課		
大気環境基準	— 環境課	基準達成	達成維持
騒音環境基準	— 環境課	基準達成	達成維持
悪臭苦情件数	件 環境課、農政課	36	26
動物(ペット)に関する苦情件数	件 環境課	52	32



大気環境調査



ふれあいしつけ教室

3 生活環境の保全－安全安心で健康な生活環境の保全－

3-4 きれいで、安全な水や水辺の確保

河川や水路、地下水（井戸水）の水質調査を実施し、河川等の汚濁状況の監視や原因等の把握を行い、市民に情報を提供していきます。

また、工場や事業場への立入検査と指導や生活排水対策、流域市町との連携による水資源の保全等の取組を進め、きれいで、安全な水や水辺の確保に努めていきます。

3-4-1 水環境の保全 (調査・測定、監視・指導、生活排水対策の推進)		【担当課】
① 河川及び地下水水質調査の実施	▶3-4-2	環境課
② 公害防止協定の締結による環境保全の推進	▶3-3-1	環境課
③ 家畜排せつ物利活用の推進	▶1-3-3, 3-2-2	農政課
④ 不法投棄監視の強化	▶3-1-2, 3-4-3	環境課
⑤ 生活排水対策の推進（公共下水道・浄化槽設置整備、水洗化）		下水道課
⑥ 家庭用井戸水検査の推進		環境課
⑦ 水処理センター維持管理事業		下水道課
⑧ 水処理センター放流水の水質調査と保全・監視の強化		下水道課
⑨ 流域など近隣市町との連携による水環境の保全		環境課
3-4-2 土壌・地下水汚染の防止		【担当課】
① 河川及び地下水水質調査の実施	▶3-4-1	環境課
② 事業所に起因した地下水汚染に対する調査の実施		環境課
③ 適正な土砂埋立ての指導	▶3-1-2	環境課
④ 地下水採取の適正な指導		総合政策課
3-4-3 安全でおいしい水の確保 (水源の保全、水源域の汚染防止など)		【担当課】
① 水源涵養のための森林保護や水源の安全対策の推進		農政課、水道課
② 不法投棄監視の強化	▶3-1-2, 3-4-1	環境課
③ 配水設備等の適正管理		水道課
④ 災害発生時の避難場所における水道の確保	▶3-5-2	水道課

■取組を進めていく目安（目標値・環境指標）

目標・指標	(単位)	現状 (2016年度)	目標年 (2027年度)
	担当課		
水質環境基準	—	基準達成	達成維持
生活排水処理施設普及率	(%)	80	97.9
上水道水質基準	—	基準達成	達成維持
水道普及率	(%)	91.1	95

3-5 安全安心と健康の確保

福島第一原子力発電事故に伴う放射能についての監視と情報提供を継続します。また、有害物質による環境汚染など環境面からのリスクの低減に努め、市民の健康で安全安心な生活環境の確保を図っていきます。

また、災害時における避難所での安全な水道の確保や廃棄物処理、電源の確保など、環境面からの取組を進めていきます。

3-5-1 空間放射線量の監視、有害化学物質に関する情報の提供	【担当課】
① 有害物質による環境問題等に関する情報の提供	環境課
② 放射能に関する情報の提供	環境課、学校教育課
③ 空間放射線量の測定と公表	環境課
④ 持ち込みによる食品の放射性物質簡易検査実施	学校教育課
⑤ 上水・井戸水・下水汚泥等の放射性物質濃度の測定と公表	環境課、水道課、下水道課
⑥ 農林水産物生産者への放射能に関する情報の提供	農政課
⑦ 一般家庭向け除染マニュアルの公表	環境課
3-5-2 大規模災害時における廃棄物対策、再生可能エネルギーによる電源確保など	【担当課】
① 災害時における一般廃棄物処理対策の推進	環境課
② 災害発生時の避難場所における水道の確保	▶3-4-3 水道課
③ 再生可能エネルギーによる大規模災害時の電源確保	▶2-2-1 総務課



河川水質調査



空間放射線量測定器



食品放射能測定システム

4 環境教育・環境交流の推進—環境教育の推進—

地球温暖化の防止や生物多様性の保全、ごみの減量・資源化（健全な物質循環）などの環境問題は、市民や事業者の日常生活や事業活動と密接に関係しています。

そのため、市民・事業者が自らの日常生活や事業活動を見直し、より環境への負荷の少ないものへと変えていくことが必要です。こうした市民・事業者の行動を支えていくため、さまざまな環境情報や環境学習機会の充実と提供を進めていく必要があります。

また、環境教育等を通して、将来のさくら市の環境を支える子どもたちの、環境について自ら“学び”、“考え”、そして“行動する”主体性を育てていくことが大切です。

(1) 現状

- ▶ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が改定施行（2012年）され、地域社会での取組の方針が示され、環境教育等の普及が進められています。また、国内でも、国連持続可能な開発のための教育（ESD）の普及促進を進めてきています。
- ▶ 市民アンケート結果では、「学校や会社での環境教育・学習」が約60%と取組の必要が高くなっています。
- ▶ 環境問題に取り組む上で困っていることとして、「環境問題についての情報が不足している」が約50%と多く、次いで「何をやらいいのかわからない」となっています。
- ▶ 子どもの環境学習として、小学校での生活科や総合学習の時間を活用した農業体験学習、地場農産物給食利用による食育などを進めています。
- ▶ 学校の特色を活かした緑化推進などに向けた環境学習研修会を開催しています。
- ▶ 子どもや市民の環境学習や環境活動を支援するため、ボランティアや職員による出前講座「でまえ学び塾」などの取組が行われています。
- ▶ 環境情報の提供として、市のホームページや広報紙、また、環境イベントでの情報の提供をはじめ、各種パンフレットの配布などを行っています。

(2) 課題

- 自然環境保全の大切さを学ぶ機会が減少しています。
- 学校の現場での各種行事や授業準備など教師の負担が増大しています。
- 子どもが遊びながら環境について学べる機会や場の充実が必要です。
- 学校と家庭・地域・市民団体等との連携による子どもの環境教育・学習支援の輪を広げていく必要があります。
- 多様な価値観を有する市民のニーズに対応した環境学習機会の充実が必要です。
- 職場や地域の理解と協力づくりが大切です。
- 環境問題や環境の現状、取組などに関する分かりやすい情報の提供が大切です。
- 環境学習のための教材の充実と提供などを進めていく必要があります。

(3) 取組の方向・方針（施策の方向）

4-1 環境情報の整備・発信、共有・活用の推進

- 環境情報の整備と発信の推進、環境情報の共有化
- 市域の環境情報や環境問題に関する情報など、環境学習教材の充実と提供
- 市民等の環境保全活動や市の取組に対する情報の発信と理解の醸成
- 環境情報を活用した自主的取り組みの推進

4-2 環境教育・環境学習の推進

- 学校ごとの特色を生かした環境教育や環境学習の推進と実施への支援
- 環境リーダーや地域、市民等との連携による子どもの環境学習への支援
- 市民の環境学習機会の充実と参加促進
- 地域での環境学習への支援



自然環境研修会



ゆめ！さくら博でのマイはし作りの様子

4 環境学習・環境交流の推進—環境教育の推進—

(4) 市が進めていく取組の内容

4-1 環境情報の整備・発信、共有・活用の推進

市内での環境調査結果や環境保全の取組状況などの環境情報をはじめ、環境関連の諸問題についての情報を整備・発信し、各主体との情報の共有と活用を進めていきます。

また、これらの情報を活かしたパネルや環境グッズ、パンフレットなどの環境学習教材の整備と提供を進め、環境に対する理解と普及啓発に努めていきます。

4-1-1 環境情報・環境学習教材の整備・提供、環境情報の発信	【担当課】
① 環境に係る情報の収集・整備・発信	環境課
・環境調査（生物調査、温室効果ガス、廃棄物、大気・水質等）の実施と情報整備 ▶1-1-1, 2-1-1, 3-2-3, 3-3-1, 3-3-2, 3-4-1 他	環境課
・環境調査結果の発信	環境課
② 環境基本計画の進捗状況等「さくら市の環境」の発信	環境課
③ 市民・事業者の環境活動に関する情報の提供	環境課

4-2 環境教育・環境学習の推進

学校ごとの特色を生かした環境教育や環境学習の推進と実施支援（環境教材の提供、出前講座、環境リーダーへの協力、地域や市民等との連携）を進めていきます。また、市民の環境学習機会の充実、地域での環境学習への協力・支援を行っていきます。

4-2-1 子どもの環境教育や環境学習を支える地域や市民の輪づくりの推進	【担当課】
① 学校の特色を生かした環境教育・環境学習の推進と支援	学校教育課、環境課
・自然体験学習の推進 ▶1-2-1	学校教育課、環境課、生涯学習課
・小学校等における農業体験学習の推進 ▶1-2-1	学校教育課、生涯学習課、農政課
② 子どもの環境学習・自主研究の成果発表機会の提供 ▶4-2-2 ▶4-3-3	学校教育課、環境課、生涯学習課
③ 環境出前講座等による学校での環境教育・学習の支援	生涯学習課
④ 学校での環境教育・学習を支援する地域・市民等の連携づくり	学校教育課、環境課
⑤ 里山体験学習の充実 ▶1-2-2	生涯学習課
4-2-2 市民の環境学習機会の充実	【担当課】
① 市民等の環境学習に対する支援体制の整備	生涯学習課
② 地区ごとの身近な環境講座の開催、出前講座の推進	生涯学習課、環境課
・自然環境を生かした市民講座の開催 ▶1-1-1	生涯学習課
③ 市民環境会議への活動支援 ▶4-3-2	環境課、商工観光課
④ 環境を学ぶ市民等が学習成果を発表する場の提供 ▶4-2-1 ▶4-3-3	生涯学習課、環境課

4 環境教育・環境交流の推進—環境交流の推進—

地球温暖化や生物多様性保全、ごみの減量・資源化など、今日の複雑・多様化・広域化した環境問題に適切な対応を図り、地域の環境をより良好な状態にし、持続可能な地域社会を築いていくには、行政の取組だけでは不可能です。

市民・事業者の日常の生活や事業活動の中で、環境負荷の低減に向けた行動を促進していくとともに、多様な主体と幅広い地域の人々が連携し、協働により環境保全活動を進め、その効果を高めていくことが不可欠です。

また、こうした活動の場で参加者の自発的な行動を引き出すなど、多様な考えを有する人々や組織の調整などの役割を果たす環境リーダーなどの育成と、活動の機会を充実していくことが重要になっています。

(1) 現状

- ▶ 環境問題の複雑・多様化、広域化が進んできています。
- ▶ 人口増加・都市化の進展によって、市民の環境意識やライフスタイルが多様化しています。
- ▶ 市民等の環境意識は、東日本大震災を受け、節電等に対する意識が向上しましたが、取り組んでいる割合はほぼ横ばいとなっています。
- ▶ 市民や事業者の代表が率先して環境行動を行う環境リーダー（でまえ学び塾の登録講師、栃木県地球温暖化防止活動推進員など）の育成を行っています。
- ▶ 市民団体等ボランティア組織情報を集約し「さくら市学びガイド」などで紹介しています。
- ▶ 市民・事業者から組織される「さくら市市民環境会議」は、さくら市環境基本計画にもとづく市民・事業者の具体的取組の実施推進を図っており、「環境交流会」を開催して環境活動を実施する団体の活動報告や意見交換を実施するほか、「ゆめ！さくら博」で活動内容の紹介などを行っています。

(2) 課題

- 市民・事業者が自ら環境問題に取り組む風土づくりが大切です。
- 超高齢化や人口減少、少子化、多様なライフスタイルの進展など、それぞれの地域や地区の特性に応じた新たな地域コミュニティや環境保全活動のしくみづくりが必要です。
- 子どもの環境活動や学習の成果発表の場など、子どもの環境交流機会の充実が必要です。
- 市民・事業者を牽引する環境リーダーの育成と活動機会の充実が重要です。
- 環境に関するボランティア団体、市民、事業者など、多様な人々との環境交流機会の充実と情報発信が重要です。
- 流域や経済圏、環境問題を共有する他市町との連携による環境保全対策の推進、各地域の市民・団体等との環境に関する交流づくりを進めていく必要があります。

(3) 取組の方向・方針（施策の方向）

4-3 環境リーダーの育成等環境活動の推進

- 市民・事業者の自主的な環境学習や環境活動の推進
- 市民等の環境学習や環境活動を支える環境リーダーの育成と活動機会の充実
- 市民・事業者の環境活動の推進、環境イベントの開催、環境交流機会の充実と提供
- 環境活動を実施する団体への理解と参加促進
- 幅広い地域の人々との環境交流機会の創出と環境の環づくりの推進

4-4 環境保全に向けた広域連携の推進

- 近隣市町や県、流域との連携による環境保全への取組の推進
- 近隣市町の環境活動団体・住民等との環境交流機会の充実



市民環境会議（視察研修）



市民環境会議

(4) 市が進めていく取組の内容

4-3 環境リーダーの育成等環境活動の推進

市民の環境学習や環境活動を支える環境リーダーの育成と活動支援を進めていきます。また、環境活動団体と連携して、環境イベントを開催し、市民と幅広い地域の人々との環境交流機会の提供、環境活動の推進に努めていきます。

4-3-1 環境学習や環境活動を支える環境リーダーの育成と活動支援	【担当課】
① 環境リーダーの活動機会の充実	生涯学習課
4-3-2 環境活動の推進	【担当課】
① 市民の環境配慮行動の普及促進（環境配慮情報の提供）	環境課
② 事業所での環境配慮行動の普及促進（環境配慮情報の提供）	環境課
③ 中小企業への環境マネジメントシステムの導入支援	商工観光課
④ 公共事業環境配慮指針の策定の検討	財政課
⑤ 市民環境会議への活動支援 ▶4-2-2	環境課、商工観光課
⑥ 市民団体等ボランティア組織の情報の集約	生涯学習課、総合政策課
⑦ 河川の美化活動 ▶1-2-1	環境課
⑧ 環境保全団体の活動支援 ▶1-2-1	環境課
⑨ 里地里山保全活動の支援 ▶1-1-2, 1-3-1	農政課
⑩ 森林ボランティアの育成 ▶1-3-1	農政課
4-3-3 環境イベントへの参加促進と環境交流機会の充実	【担当課】
① 環境イベントの情報発信、参加促進	環境課
② リサイクルフェア等開催の検討	環境課
③ 市民の環境学習・活動成果の発表機会の提供 ▶4-2-1, 4-2-2	環境課、生涯学習課

■取組を進めていく目安（目標値・環境指標）

目標・指標	(単位)	現状 (2016年度)	目標年 (2027年度)
	担当課		
環境リーダー登録者数	人	22	増加
	環境課 生涯学習課		

4 環境学習・環境交流の推進—環境交流の推進—

4-4 環境保全に向けた広域連携の推進

環境保全に向けた近隣市町や広域的な地域との連携を強化していきます。また、環境活動団体や市民との相互の環境交流機会の充実を図っていきます。

4-4-1 広域的な環境保全対策の推進、環境保全活動の交流促進	【担当課】
① 大気・水質等の公害防止に係る近隣市町との連携体制の強化	環境課
② 生物多様性保全に向けた近隣市町との地域連携の推進	環境課
③ 広域ごみ処理・リサイクル体制の充実	環境課
④ 災害時廃棄物処理における近隣市町との協力体制の強化	環境課、総務課
⑤ 環境保全活動に係る広域連携の推進と交流の促進	関係各課
<ul style="list-style-type: none"> ・都市部等広域連携による森林ボランティア活動の検討 ▶1-3-1 	農政課
<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動団体の交流機会の充実 ▶4-3-3 	環境課



フラワーボランティア活動



ゆめ！さくら博



環境交流会

第5章 重点的取組の展開

環境基本計画で重点的に進めて行く取組

協働による取組の展開をめざして



市内の里地里山

重点取組 1 里地里山とのふれあい推進

自然とのふれあいを楽しみ、人にも生き物にもやさしいまちをつくっていきましょう。

本市の水辺や里地里山の緑からなる四季折々の多彩な自然との豊かなふれあいを積極的に楽しみながら、自然や生き物とのつながりを考え、一人一人が身近な自然を大切にしていきましょう。そして、みんなで、私たちや将来の世代が、自然からの恵みを受け続けることができる人にも生き物にもやさしいまちをつくっていきましょう。

市では、水辺や里地里山の環境をより良好な状態にしていくために、里山の再生をはじめ、里地里山保全活動の支援、自然環境に関する情報の整備・発信を進めていきます。また、自然を活かした公園整備や体験学習、農業体験、自然観察など、市民及び滞在者、事業者が、本市の自然との多様なふれあいが楽しめる機会や場の充実・提供に努めていきます。

市が進める重点取組

自然を知る・調べる

No.	取組内容	担当課
1-1-1①	生物多様性保全の普及啓発	環境課
1-1-1②	自然環境を生かした市民講座の開催	生涯学習課
1-1-1④	外来種の抑制に関する普及啓発	環境課
1-1-1⑤	定期的な自然環境調査（動植物調査）	環境課

ふれあう

No.	主な取組内容	担当課
1-1-1③	自然観察会の実施	環境課、生涯学習課
1-2-1②	自然体験学習の推進	学校教育課、生涯学習課
1-2-1③	小学校等における農業体験学習の推進	学校教育課、生涯学習課
1-2-2①	撮っておき。さくら市（広報）	総合政策課
1-2-2②	里山体験学習の充実など、自然環境を活用した体験型環境学習の推進	生涯学習課
1-2-2④	スポーツ・レクリエーション活動を通じた自然とのふれあい	スポーツ振興課

ふれあいの場をつくる

No.	主な取組内容	担当課
1-1-2①-④ 1-3-1①-⑦	野生生物の生息・生育環境の保全、里山再生、広葉樹林の再生、里地里山保全活動の支援など	環境課、都市整備課 農政課
1-2-1①	自然を活かした公園整備・管理事業	都市整備課
1-3-2①	桜の郷づくりの推進（枯損木の更新、新たな植栽）	総合政策課、都市整備課
1-2-2③ 1-3-3②	市民農園支援	農政課
1-3-2③④	ふるさと田園景観の保全、農村景観の確保と地域文化の継承	農政課

■取組を進めていく目安（目標値・環境指標）

目標・指標	(単位) 担当課	現状 (2016年度)	目標年 (2027年度)
生物多様性に関する啓発事業	回/年 環境課	12	増加
多自然型水辺づくり	— 都市整備課	設置協議終了	設置
都市公園管理面積	ha 都市整備課	61.6	61.6
耕作放棄地面積	ha 農政課	16	減少
広葉樹林面積	ha 農政課	794	794

市民の主な取組

- 自然環境や生物多様性について考えていきます。
- 市が行う自然環境調査に協力します。
- 希少な野生生物（シルビアシジミ等）の保護活動に協力します。
- 特定外来種防除活動（オオキンケイギク等）に協力します。
- 外来種（ミドリガメ等）をむやみに野外へ放しません。

- 自然観察会などに参加し、生物多様性の重要性について理解を深めます。
- 自然体験や農業体験、自然を生かしたスポーツ・レクリエーション活動などに参加し、自然とのふれあいを楽しみます。
- 子ども自然体験学習や農業体験学習に積極的に協力します。
- 自然環境の美化活動に協力します。

- 良好な自然地や生物生息環境、自然とふれあえる公園の保安全管理に協力します。
- 里地里山の整備・保全に参加・協力します。
- 所有する森林の適切な維持管理を行います。
- 地元の木材資源の使用に努めます。
- 地元の農産物に対する理解を深め、地産地消に心掛けます。

事業者の主な取組

- 職場で生物多様性の学習会を行います。
- 希少な野生生物（シルビアシジミ等）の保護活動に協力します。
- 特定外来種防除活動（オオキンケイギク等）に協力します。
- 外来種をむやみに野外へ放しません。

- 市民や子どもが参加する自然観察会や体験学習などに協力します。
 - ・従業員の参加への支援
 - ・知識や経験を有する従業員の派遣
 - ・事業所の土地の活用への協力など
- 自然環境の美化活動に協力します。

- 良好な自然地や生物生息環境、自然とふれあえる公園の保安全管理に協力します。
- 里地里山の整備・保全に参加・協力します。
- 所有する森林の適切な維持管理を行います。
- 地元の木材資源や農産物の活用を努めます。
- 耕作放棄地の活用、環境保全型農業や農産物の地産地消の推進に協力します。
- 開発に際して里地里山の保全に配慮します。

【参考】さくら市自然環境調査（動植物調査）結果

本市の生物多様性や貴重な動植物の保全に資するため、「さくら市自然環境調査」として動植物の生息状況について、第1回調査（2009～2011年度）と第2回調査（2014～2016年度）を実施しました。本市を代表する自然環境地である北部の里山林、河川沿いの河原や河畔林、南部の水田地帯に調査地点を設定し、同じ調査地点で行っています。

1 調査地点の概況

丘陵地（調査地点①～③）

スギ・ヒノキの植林が大半を占めていますが、一部にはまとまった落葉広葉樹林もあります。谷部には開けた谷津田が広がっているほか、多くの林が河川、水田等の水辺環境と隣接し、多様な自然環境を形成しています。

河川（地点④）

本市を代表する鬼怒川の河川敷で、河川の堤防沿いにオニグルミ、アカマツ、ヤナギ類が生育する樹林地がみられます。

また、シナダレスズメガヤなどのイネ科植物が優占する草地が広がっています。

水田（地点⑤、⑥）

本市南部の大部分は水田地帯で、その中で大小様々な水路が走っています。また、小規模ではありますが社寺林や屋敷林などが点在しています。

調査地点位置図



2 第2回調査で確認された主な生き物

丘陵地（調査地点①～③）

- 哺乳類（地点①で4種、②で7種、③で5種が確認）、水田や畑地周辺でアズマモグラ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、樹林地周辺では、ニホンリス、ムササビ、テン、アナグマ、ハクビシン
- 鳥類（地点①で26種、②で31種、③で30種が確認）、まとまった森林や水辺環境で、猛禽類のオオタカ、サシバの繁殖やサンコウチョウの鳴き声確認
- 植物（地点①で399種、②で452種、③で312種が確認）、草刈り等の管理がよく行われているところでは、ヒトツバハギやヌマゼリなどが生育
- 両生類（地点①で6種、②で5種、③で4種が確認）、水田でトウキョウダルマガエル、ニホンアマガエル、樹林地やその周辺においてニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエルなど
- 爬虫類（地点①で3種、②で1種、③で3種が確認）、ニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲといったトカゲ類やシマヘビ、アオダイショウなどのヘビ類
- 昆虫類（地点①で166種、②で166種、③で162種が確認）、草地環境に生息するキバネツノトンボ、ツマグロキチョウ、クヌギなどの落葉広葉樹の生育する雑木林に特徴的なオオムラサキ

河川（地点④）

- 哺乳類（4種が確認）、樹林地内や草地のオニグルミが生育する周辺でアカネズミ、樹林地内の林床や草地でノウサギ、タヌキ、堤防の草地ではアズマモグラ
- 鳥類（36種が確認）、里山環境に生息するサシバも確認
- 植物（233種が確認）、河川敷でシナダレスズメガヤ等の外来のイネ科牧草が優占、カワラノギク、カワラナガナなどの重要種は確認できなかった。

- ・両生類（3種が確認）、水田付近でトウキョウダルマガエル、河川内においてツチガエル
- ・爬虫類（1種が確認）、河畔林周辺においてニホンカナヘビ
- ・昆虫類（88種が確認）、河川の砂地や礫地環境を特徴づけるカワラバッタ、アイヌハンミョウ及びオサムシモドキなど

水田（地点⑤、⑥）

- ・哺乳類（地点⑤、⑥で3種が確認）、水田や畑地周辺でアズマモグラが多数確認、水路内やその周辺では、キツネ、イタチが確認
- ・鳥類（地点⑤で28種、⑥で22種が確認）、水田や草地に多いサギ類やオオヨシキリ、セッカなど
- ・植物（地点⑤で225種、⑥で184種が確認）、水路内でミクリ、ナガエミクリなどが比較的多く生育
- ・両生類（地点⑤、⑥それぞれで3種が確認）、ニホンアマガエル、トウキョウダルマガエルが多い
- ・爬虫類（地点⑥で1種が確認）、水田周りの土手などでシマヘビ
- ・昆虫類（地点⑤で119種、⑥で59種が確認）、水田内でコガムシの成虫、水田周りの草地でオオチャバネセセリ

3 第1回調査との比較

丘陵地（地点①～③）

- ・哺乳類では、大きな環境変化や種の減少はみられません。今後も樹林地や耕作地が適切に維持されれば、哺乳類及び生息環境は保全されと考えられます。調査地点①及び②では、休耕田や土水路の草刈りが行われなくなった場所で、セイタカアワダチソウなどの高茎植物の繁茂が目立つようになっています。また、第1回調査で確認していたヌマゼリの一部と、休耕田に生育していたオトコゼリについては、第2回調査では確認されませんでした。調査地点③のツルカコソウ生育地ではアズマネザサが繁茂し、林内を流れる沢水が枯渇しており、第1回調査に比べ生育環境が大きく変化しています。
- ・両生類では、調査地点③で林内を流れる沢水が枯渇しており、生息、生育していた動植物の減少がみられます。調査地点①では、第1回調査で確認されていたアズマヒキガエルの幼生が、第2回調査でも確認されていることから、繁殖場所の環境が維持されていることが伺えます。調査地点①、②の土水路で新たにアカハライモリが確認され、水路から森林への連続性が保たれ生息に適した良好な環境が残されていると考えられます。

河川（地点④）

- ・哺乳類では、大きな環境変化や種の減少はみられませんでした。河川に多いオニグルミは、アカネズミの食料として必要であり、まとまった樹林地はノウサギの生息場所となっていることから、今後も適切に維持されることが望まれます。
- ・植物では、地点④で確認されていた重要種のカワラノギク及びカワラニガナが、第2回調査で確認されなく、確認地点には外来のシナダレスズメガヤ等のイネ科植物が繁茂しており、重要種の生育地となる自然裸地の環境が減少したことが、これら重要種の減少につながっていると判断されます。
- ・昆虫類では、地点④で確認されていたカワラバッタ、アイヌハンミョウ等の重要種は、第2回調査でも確認され、河川環境の砂地や礫地等の生息環境は維持されていると考えられます。しかし、これらの環境に生育するカワラヨモギを食草とするヨツボシアカツツハムシや、ウマノスズクサを食草とするジャコウアゲハ等が、第2回調査では確認されませんでした。これらの理由として、外来のイネ科植物であるシナダレスズメガヤなどの繁茂により、昆虫類の食草となる植物種が減少し、昆虫相への影響の可能性が考えられます。

水田（地点⑤、⑥）

- ・哺乳類では、大きな環境変化もなく、種の減少はみられません。今後も水路や社寺林、屋敷林が適切に維持されれば、哺乳類及び生息環境は保全されと考えられます。
- ・植物では、地点⑤及び地点⑥において一部の水田が畑地に変わり、ミズネコノオが確認されなくなった場所がみられましたが、丘陵地及び河川に比べ、大きな変化は見られませんでした。
- ・両生類・爬虫類・昆虫類では、地点⑤及び地点⑥において、一部の水田が畑地に変わりましたが、丘陵地及び河川に比べ、環境の変化は見られませんでした。

重点取組 2 CO₂排出の抑制—地球温暖化対策の推進—

一人一人がエネルギーを大切に使い、暮らしにも地球にもやさしいまちをつくっていきましょう。

地球温暖化の抑制に向けて、私たち一人一人がエネルギーを賢く使い、みんなで効率的にエネルギーが利用できるまちづくりや再生可能エネルギーの活用を進め、CO₂（二酸化炭素）などの温室効果ガスの排出を抑制していきましょう。また、地球温暖化（気候変動）による影響への適応についても検討していきましょう。

市では、市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量削減のため、施設の省エネ化や新エネルギーの導入、省エネ・省資源行動を率先して実行し、市民、事業者の省エネ活動の普及と支援を進めていきます。

また、市民、事業者と連携し、里地里山によるCO₂吸収機能の向上をはじめ、暮らしやすく環境にもやさしいまちづくりを進めていくほか、太陽光、太陽熱、地中熱等の再生可能エネルギーの利活用、分散型エネルギーの導入と普及に努めていきます。

市が進める重点取組

エネルギーを大切に使う
(省エネ)

No.	取組内容	担当課
2-1-1①	COOL CHOICE 運動への参加と市民・事業者への普及啓発	環境課
2-1-1②	市民・事業者の省エネルギー行動や取組の普及と推進	環境課
2-1-1③	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の検討や取組の促進	環境課
2-1-1④	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	環境課、財政課
2-1-2①	家庭や事業所でのエネルギー効率利用による省エネ等の普及啓発	環境課
2-1-2②③	公共交通機関の利便性向上の推進、利用促進のための啓発	総合政策課
2-1-2④	公共施設等の適正化など効率的なエネルギー利用の推進	財政課
2-1-2⑤	自転車道や自転車ゾーンなど自転車利用環境の充実	都市整備課、建設課

再生可能エネルギーを活用する
(創エネ)

No.	取組内容	担当課
2-2-1①	太陽光発電など再生可能エネルギー機器設置費用の補助	環境課
2-2-1②	公共施設・避難所への再生可能エネルギー導入の推進	財政課、総務課
2-2-1③	太陽光発電以外の再生可能エネルギー活用の検討と情報提供	環境課
2-2-2①	ペレットストーブ活用の普及啓発	環境課
2-2-2②	バイオマス資源作物等の活用の推進	関係各課

■取組を進めていく目安（目標値・環境指標）

目標・指標	(単位)	現状 (2016年度)	目標年 (2027年度)
	担当課		
再生可能エネルギー利用機器設置補助件数	件	100	増加
	環境課		



太陽光発電パネル（市役所）



太陽熱利用設備

市民の主な取組

- エコライフなど、省資源・省エネルギー型のライフスタイルに見直していきます。
- 節電や節水、省エネ型電気製品活用など、家庭でのエネルギー使用量を削減します。
- 自然採光・採風、緑のカーテンを活用します。
- 住まいの建替えや購入に際して、省エネルギーやエネルギーの効率的利用に配慮します。
- 低燃費・低公害車やクリーンエネルギー自動車の活用とエコドライブに努めます。
- 通勤・通学など、公共交通の活用に努めます。
- 日常の買い物には、身近な商店の活用など、自動車の利用を控えるようにします。
- 電気やガスなどの使用状況をチェックします。

- 家庭での電気使用に、太陽光発電など再生可能エネルギーによる電気の活用に努めます。
- 太陽熱や地中熱などの自然の熱エネルギーの活用に配慮します。
- 蓄電池などエネルギー効率利用を進めます。
- 市や地域で進める新エネルギー利用に協力していきます。

事業者の主な取組

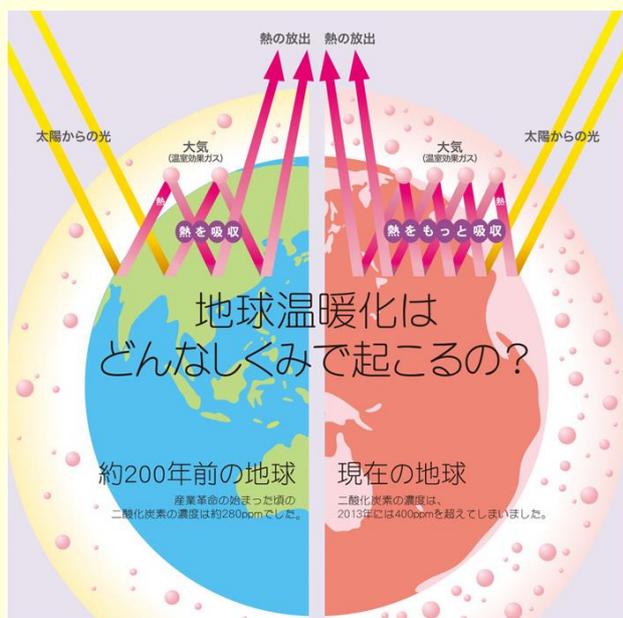
- 事業の効率化や省エネルギー化に努めます。
- 事業所での節電など省エネルギー対策やエネルギーマネジメントに努めていきます。
- 事業所周辺の緑化や壁面・屋上緑化などに配慮します。
- 共同輸配送など環境にやさしい輸配送体制の導入に努めます。
- 自動車の更新時などに低燃費・低公害車やクリーンエネルギー自動車の導入に努めます。
- エコドライブの徹底を奨励します。
- 従業員の通勤に公共交通機関を奨励します。

- 事業所への再生可能エネルギー導入やコージェネ等新エネルギーの活用に努めます。
- 太陽熱や地中熱などの自然の熱エネルギーの活用に配慮します。
- 蓄電池などエネルギー効率利用を進めます。
- 市や地域で進める新エネルギー利用に協力していきます。

【参考】 地球温暖化と気候変動による環境への影響について

現在、地球の平均気温は 14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス 19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

産業革命以降、科学技術の急速な発展により、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これを地球温暖化と言います。



日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000年との比較)

項目	内容	予測値
気温	気温	3.5~6.4℃上昇
	降水量	9~16%増加
	海面	60~63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83~85%消失
	干涸	12%消失
水資源	河川流量	1.1~1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失~現在の7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10~53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13~34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から75~96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-9 2014年報告書

出典：地球温暖化のメカニズム

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>)より

出典：2100 年末に予想される日本への影響

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>)より

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書（2013年）では、「地球温暖化は疑う余地はない。20世紀半ば以降の温暖化の原因は、人間活動の可能性が極めて高い」とされています。ここ数十年、気候変動の影響が全大陸と海洋において自然生態系及び人間社会に、「水資源への影響（水量や水質）」「陸域、淡水、海洋生物の生息域の変化」「農作物への影響」などを与えているとしています。また、熱波や干ばつ、洪水、台風、山火事など、近年の気象と気候の極端現象による影響は、生態系や人類に対して著しい被害を受ける恐れや被害を与えていると報告されています。

【参考】 パリ協定における日本の約束草案と地球温暖化対策計画の目標

2020年以降の温室効果ガス排出削減に向けた日本の約束草案

温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比▲26%の水準

基準年：2013 年度（※2005 年度も登録、2030 年度に 2005 年度比▲25.4%の水準）

目標年度：2030 年度（実施期間 2021~2030 年度）

エネルギー起源 CO₂ の削減目安（全体で 2013 年度比▲25.0%の削減）

部門別	2013 年度排出量	2030 年度水準	2013 年度比削減率
産業部門	429 百万 t-CO ₂	401 百万 t-CO ₂	▲ 7%
業務その他部門	279 百万 t-CO ₂	168 百万 t-CO ₂	▲40%
家庭部門	201 百万 t-CO ₂	122 百万 t-CO ₂	▲40%
運輸部門	225 百万 t-CO ₂	163 百万 t-CO ₂	▲28%
エネルギー転換部門	101 百万 t-CO ₂	73 百万 t-CO ₂	▲28%

【参考】 さくら市におけるバイオマスエネルギー活用の取組

市では、バイオマス資源作物であるエリアンサス*から作られたペレットを市有温泉施設であるもとゆ温泉のボイラー燃料として利用する取組を進めています。エリアンサスは、荒廃農地を活用して栽培することができ、耕作放棄地問題の解消が期待されています。

【現状】

現在、市内の事業者が市内8haの農地でエリアンサスの栽培を実施し、ペレットの生産を行っています。

※エリアンサス：イネ科に属する草本で、熱帯、亜熱帯に自生。多年草で長期的な周年栽培が可能。



エリアンサス
栽培状況



ペレットボイラー
での活用



製造されたエリアンサス
ペレット



エリアンサスからペレットの製造工程

重点取組 3 5 Rの推進—ごみ減量、資源化の推進—

一人一人が資源を大切にし、ごみのないきれいなまちをつくっていきましょう。

私たちの毎日の生活や事業活動から発生するごみ問題について考え、一人一人が資源を大切に活用し、ごみとして廃棄されるものを減らしていきましょう。そして、みんなで、再利用や資源として循環利用し、ごみのないきれいなまちづくりを進めていきましょう。

限りある資源を有効に使い、できるだけごみの排出を減らしていくためには、ごみとして廃棄される物を作らない・売らない・買わない（リデュース）、断る（リフューズ）などごみをもとから減らしていくことが重要です。そして、ごみとして捨てる前に、くり返し使う（リユース）、修理して使う（リペア）など進め、それでも使えなくなった物を資源として再利用（リサイクル）していく5 R（ゴール）の取組を進めていくことが必要です。

市では、5 Rの普及啓発を進めていくとともに、市民、事業者との連携と協力のもと、資源が循環利用される社会づくりを進めていきます。

市が進める重点取組

きれいな まちをつ くる	No.	取組内容	担当課
	3-1-1	環境美化の推進	関係各課
	3-1-1⑤	空地・空家管理の指導及び対策	環境課、都市整備課 総合政策課
	3-1-2	不法投棄の撲滅・ポイ捨て防止の推進	環境課
元から 減らす リデュース リフューズ	No.	取組内容	担当課
	3-2-1①	5 Rの普及啓発	環境課
		・リデュース（ごみとなるものを減らす）の普及啓発	環境課
		・リフューズ（ごみになるものを断る）の普及啓発	環境課
繰り返し 使う リユース リペア	No.	取組内容	担当課
	3-2-1①	5 Rの普及啓発	環境課
	3-2-2①	フリーマーケット開催支援	商工観光課
	3-2-2②	市民団体・事業者への5 R推進の協力要請	環境課
	3-2-2③	不要日用品等再利用情報登録・紹介制度	環境課
再利用 する リサイクル	No.	取組内容	担当課
	3-2-1②	再生品の利用促進などグリーン購入の普及啓発と推進	環境課
	3-2-2②	市民団体・事業者への5 R推進の協力要請	環境課
	3-2-1③	小型家電の回収・リサイクルの推進	環境課
	3-2-3① 3-2-3③	ごみ減量・資源化の推進、集団資源回収への理解と推進	環境課
	3-2-3②	分別等適正処理徹底のための啓発、指導	環境課
	3-2-2④ 3-2-3④	生ごみや廃棄物の減量化・資源化の推進	環境課、農政課

■取組を進めていく目安（目標値・環境指標）

目標・指標	(単位)	現状 (2016年度)	目標年 (2027年度)
	担当課		
家庭系・事業系ごみの排出量	トン 環境課	10,704	10,370
1日1人当たりの家庭系可燃ごみ 排出量	g/人日 環境課	480	432
不法投棄件数	件 環境課	73	43

市民の主な取組

- 地域での環境美化や清掃活動に協力します。
- 環境美化パトロールや監視に協力します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 所有地の適正管理を実施します。

- 買い物にはマイバッグ、マイバスケットを持参し、レジ袋を受け取らないようにします。
- 必要な量だけ購入し、使います。
- 食べ残しが出ないようにします。

- 物は修理・修繕して再利用します。
- フリーマーケットを活用し、資源の有効活用を図ります。
- 「不要日用品等再利用情報登録・紹介制度」を活用し、資源の有効活用を図ります。

- グリーン購入の考え方を理解し、再生品などの購入や活用を進めます。
- 小型家電リサイクルに協力します。また、各種リサイクル法を守り協力します。
- 生ごみの減量化や資源化に協力します。
- 地域での資源回収活動に協力します。

事業者の主な取組

- 地域での環境美化や清掃活動に協力します。
- 環境美化パトロールや監視に協力します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 所有地の適正管理を実施します。

- ごみとして廃棄される物の製造、販売は控えます。小売りや量り売りなどに努めます。
- マイバッグ、マイバスケットキャンペーンを開催し、普及・啓発を図ります。

- 修理等に関する情報の提供を積極的にします。
- フリーマーケット等の開催を支援します。

- グリーン購入基準にもとづいた製品の製造を進めます。
- 小型家電リサイクルに協力します。また、各種リサイクル法を遵守します。
- 食品廃棄物の堆肥化と利用による地域循環のしくみについて検討や協力します。
- 地元農産物活用など地産地消に協力します。
- 廃棄物のエネルギー活用に協力します。

さくら市における廃棄物処理状況について

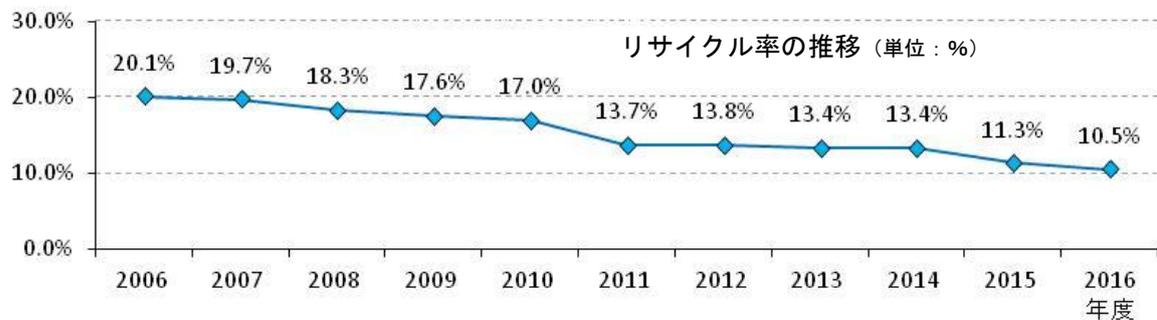
本市における事業系ごみ、家庭系ごみの排出量はおおむね横ばいとなっています。また、1日1人あたりの可燃ごみ排出量についてもおおむね横ばいとなっています。(7ページ参照)

資源物回収量は、ダンボール、雑誌など紙類は減少傾向にあり、それ以外はおおむね横ばいとなっています。

2013年10月から、レアメタル（地球上に少量しか存在していない貴重な金属）を含む使用済み小型家電の回収を始めました。

リサイクル率は減少傾向にあります。

市民1人あたりのごみ処理経費は、2013、2016年度はごみ処理施設の改修により増加していますが、おおむね7千円から8千円台で推移しています。



【参考】生活系ごみの排出量 (国、県、市の比較)

一般廃棄物処理実態調査結果 (環境省) によると、2015年度の1人1日あたり生活系ごみ排出量は国全体で660g/人日、県全体688g/人日、さくら市586g/人日となっています。

(注: ここでの「生活系ごみ」は、収集ごみ量と直接搬入ごみの合計。集団回収量は含まない。)

【参考】 さくら市におけるごみ減量・資源化の主な取組の例

さくら市のリサイクル

みんなでリサイクルに協力しよう!!



—さくら市は、5R(不要品辞退・発生抑制・再使用・修理修繕・再資源化)を推進しています。—



★小型家電に使用されている希少金属(レアメタル)や貴金属類を回収し、国内でリサイクルするため、回収にご協力ください。

※ご注意

- ◎個人情報、事前に消去しておいてください。
- ◎電池は、できるだけ外してお持ちください。
- ◎一度回収したものは、お返しできません。
- ◎パソコン以外は、不燃物回収日に、ごみステーションに出しても結構です。



★市では、生ごみ処理機を購入して、家庭内で生ごみを処分される方に、購入費用の一部を補助しています。

下記がリサイクル出来る小型家電の一覧です。

★さくら市役所環境課・喜連川庁舎市民生活課の駅きつれがわで回収しています。

※表以外の小型家電でも、回収できるものが多数ありますので、環境課にお問合せください。



※出せないもの
(大型)家電リサイクル法に規定された、テレビ・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・衣類乾燥器。

交付対象者	対象機器	
	コンポスト	機械式
①さくら市に住んでいる方、さくら市の事業所	・補助台数:1世帯3個まで	・補助台数:1世帯1台まで
②機器を施設内に設置することができる方	・補助金:購入金額の2/3(1個につき、上限5,000円)	・補助金:購入金額の1/2(上限30,000円)
③機器を良好に管理できる方		
④市税を完納している方		



★市では、資源ごみ回収運動に協力された団体に、報償金を交付しています。

交付団体: 行政区、老人クラブ
子供会育成会、婦人会等
資源ごみ: 新聞、雑誌、段ボール、空ビン、空缶、鉄くず等
報償金額: 10円/kg



★さくら市では、天然資源である石油の使用量を減らすとともに、プラスチックの焼却処分による、温室効果ガス(CO₂)を削減するため、容器包装プラスチックを分別回収しています。

回収にご協力ください



氏家地区	収集品目	喜連川地区
市役所第2庁舎(回収ボックス)で、拠点回収します。	白・色トレイ、カップ麺のカップ、発泡スチロール	喜連川支所(回収ボックス)で、拠点回収します。
ごみステーションで、回収します。	洗剤容器、シャンプー・リンス容器、液体石鹸容器、口臭予防液容器、ペットボトルのキャップ、タマゴパック	ごみステーションで、透明・半透明の袋で回収します。
	牛乳パック	ごみステーションで、回収します。

回収にご協力ください



〈保存版〉

ごみ分別の手引き

- 始めませんか！
5R
生活
- 1R Refuse (リフューズ)…断ること
 - 2R Reduce (リデュース)…減らすこと
 - 3R Reuse (リユース)…繰り返し使うこと
 - 4R Repair (リペア)…直すこと
 - 5R Recycle (リサイクル)…再資源化

目次	さくら市の家庭からのゴミ排出量……………	1
	合い言葉は「5R」……………	2
	ごみの出し方……………	3
	一般廃棄物収集運搬許可業者一覧……………	4
	さくら市のゴミのゆくえ……………	5
	可燃ごみの出し方……………	6
	ごみ処理券・もえるごみ用収集袋取扱店 7~8	
	不燃ごみの出し方……………	9
	ビン類、有価ビンの出し方……………	10
	古紙類の出し方……………	11
	ペットボトルの出し方……………	12
	有害ごみの出し方……………	13
	粗大ごみの出し方……………	14
	粗大ごみ有料収集金額一覧表……………	15~16
	発泡スチロール・発泡トレイ……………	17
	使用済小型家電の回収……………	18~19
	家電リサイクル法対象機器の処分……………	20
	し尿のくみ取り・浄化槽の清掃……………	21
	市が収集しないごみ……………	22
	ごみ分別早見表(50音順)……………	23~36
	外国語版ごみの収集日程表……………	37
	動物が死んでしまったら……………	38
	不用日用品登録制度……………	39
	生ごみ処理機器設置事業補助金……………	40
	資源ごみ回収報償金……………	41
	不法投棄は犯罪行為です!……………	42
	不法投棄を発見したら?……………	43



市ではごみ減量・資源化を進めていくために「ごみ分別の手引き」を作成し、市民に配布しています。

具体的な分別の仕方は、市のホームページや市役所などで配布している手引きを見て下さい。

 さくら市 市民福祉部 環境課
平成28年3月

市役所でのごみ分別や小型家電などのリサイクルへの取り組み状況



資料編



旧穂積小学校の松

1 参考資料

(1) 環境問題と国・検討の取組

1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」において、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向け、人と国家の行動原則を定めた「環境と開発に関するリオ宣言」と、その諸原則を実施するための行動計画である「アジェンダ21」及び「森林に関する原則声明」が採択されました。また、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条約」の署名が開始されるなど、地球規模での環境問題への取り組みの重要性が発信されました。

最近では、2010年に生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され、遺伝子資源の権利に係る「名古屋議定書」が採択され、生物多様性保全の行動目標を定めた「愛知ターゲット」が合意されました。わが国は、2011年に「生物多様性保全地域連携促進法」を制定、2012年に「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定し、その取り組みを進めていくことになりました。

一方、地球温暖化対策に向けた「京都議定書」の約束期間（2005年～2012年）が終了し、わが国の公約である温室効果ガス排出量の1990年比6%削減目標は、排出量は実質増加しましたが、森林吸収や京都メカニズムクレジットにより達成できました。2013年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告では、今世紀末の世界平均地上気温は、最大で2.6～4.8℃上昇する可能性が高く、人類の活動に伴う温室効果ガスの増大が大きな要因であるとされました。

2015年のCOP21において、全ての国が参加する温室効果ガス排出削減に向けた枠組みとして「パリ協定」が締結され、わが国も新たな削減目標として、「2030年の温室効果ガス排出量を2013年比26%削減する。」とした約束草案を提出しました。

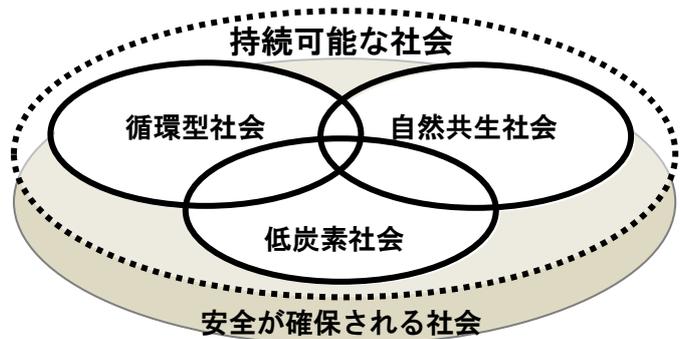
この20年間で世界の産業・経済情勢も大きく変化し、環境問題も、地球温暖化をベースに、エネルギーや水資源、生物多様性など、地球規模の資源を含めた総合的な環境問題へと変わってきています。

地球環境問題など現代社会のさまざまな課題の解決に向けては、一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことが必要です。そのため、持続可能な社会づくりの担い手や参画の力を育むESD（持続可能な開発のための教育）の推進が求められています。2014年11月に日本で「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、新たなグローバル・アクション・プログラムがスタートしました。

【国・県の環境基本計画について】

国では、地球サミットを踏まえ 1993 年に、環境基本法を制定し、それを受けて翌年に第一次「環境基本計画」を策定し、総合的計画的な環境政策への転換が進められました。

その後、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災及び原子力発電所事故を踏まえて、2012 年に第四次環境基本計画を策定し、持続可能な社会の形成をめざし、「安全が確保される社会」を基盤として「自然共生社会」、「循環型社会」、「低炭素社会」の構築をめざしています。



その他にも 1998 年に「地球温暖化対策推進法」、2000 年に「循環型社会形成推進基本法」、2008 年に「生物多様性基本法」の制定など、環境保全等に関する法整備や行動に向けた計画を策定し、環境分野のさまざまな取組を進めてきています。

また、気候変動が及ぼす影響や生物多様性の減少をはじめ、人口減少や超高齢社会の到来などといった我が国が直面する国内外の複合的諸課題を解決していくため、第四次環境基本計画で掲げた環境政策（低炭素・資源循環・自然共生）の統合的アプローチとしての基本戦略を定め、強力に推進していくことをめざした第五次環境基本計画（案）を 2018 年 2 月に公表し、パブリックコメントを実施しました。

栃木県においても、国の取組と合わせて県の特性を踏まえた環境政策を進めていくために、1996 年 3 月に栃木県環境基本条例を制定し、1999 年に栃木県環境基本計画（第 1 次）を策定、2009 年にとちぎ環境立県戦略、2011 年に環境基本計画（第 2 次）の策定、2016 年 3 月に、県の豊かな環境を保全するとともに利活用し、地域活性化につなげていく「守り、育て、活かす、環境立県とちぎ」をめざした新たな栃木県環境基本計画（第 3 次）を策定し、環境保全に係る取組を進めています。

栃木県環境基本計画（2016.3 策定）

将来像	長期的目標	重点的な取組
守り、 育て、 活かす、 環境立県 とちぎ	地球温暖化に立ち向かう社会づくり	(低炭素社会) 1 再生可能エネルギー利活用プロジェクト 2 低炭素スマートライフ普及促進プロジェクト
	良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に利用する社会づくり	(安全が確保される社会) 3 清らかな水環境の保全 (循環型社会) 4 ごみの排出量の削減
	豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり	(自然共生社会) 5 とちぎの自然公園への誘客促進 6 獣害に強いとちぎづくり
	共通的・基盤的施策の展開 (環境教育・環境保全活動、エネルギー産業、放射性物質への対応等)	

(2) SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)

2016年から2030年までの国際目標(国際社会全体が議論に参加して設定した世界初の開発目標です)

2015年9月25日から27日にかけてニューヨーク国連本部に161の加盟国の首脳が集まり開催された「国連持続可能な開発サミット」にて策定されました。保健や教育分野などのMDGsの残された課題や、近年の国際社会が直面しているグローバルな問題(世界経済危機・自然災害や気候変動・環境問題・伝染病・難民や紛争など)の対処のため、新たに17の開発目標・169項目のターゲットが掲げられています。

17の開発目標(外務省仮訳)

- 01 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 - 02 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 - 03 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 - 04 すべての人々への包括的かつ構成的な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
 - 05 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
 - 06 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
 - 07 すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 - 08 包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 - 09 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 - 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
 - 11 包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 - 12 持続可能な生産消費形態を確保する
 - 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
 - 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 - 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
 - 16 持続可能な開発のための平和で包括的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 - 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
-

2 さくら市環境基本条例

平成17年12月16日

条例第185号

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 環境の保全に関する基本的施策(第8条—第10条)

第3章 環境の保全に関する推進施策(第11条—第22条)

第4章 環境審議会(第23条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(以下「環境保全施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境、良好な自然環境を保持し、及び保護するとともに適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにその環境が将来の世代に継承されるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全は、すべての者が参加し、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによつて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、すべての者が自らの課題であることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な環境保全施

策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、環境保全施策の策定及び実施に当たっては、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適切に保全するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、廃棄物の抑制及び適正な処理を行うとともに、再生資源につながる原材料等を利用し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において廃棄物の抑制、資源及びエネルギーの節約その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、日常生活において環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 通勤、通学、旅行等で本市に滞在する者は、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境保全施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

(基本方針)

第8条 市は、環境保全施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を目的として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、自然環境と調和の取れた良好な景観の形成並びに歴史的文化遺産が保全及び活用されること。
- (4) 資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。
- (5) 市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)が環境についての理解と認識を深め、環境の保全に取り組むことができるよう必要な体制の整備が図られること。

(環境基本計画の制定等)

第9条 市長は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全に関する長期的な目標
 - (2) 環境保全施策の方向性
 - (3) 前2号に定めるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、さくら市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- 5 環境基本計画の変更については、前2項の規定を準用する。
(年次報告等)

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境保全施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全に関する推進施策

(環境への配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減が図られるように、環境の保全について十分に配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制又は指導、助言等の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制又は指導、助言等の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自ら行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設整備の推進)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全及び環境への負荷の低減のための公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用の推進)

第15条 市は、環境の負荷の低減を図るため、市民等による資源の循環利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第16条 市は、市民等が環境の保全についての理解を深めるため、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動を充実させるとともに、市民等の環境の保全に関する自発的な活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、前条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに市民等が自発的に行う環境

の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(調査の実施)

第18条 市は、環境保全施策を適正に推進するため、環境への負荷の低減、公害の防止その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査の実施に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境保全施策を適正に推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第20条 市は、環境保全施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な庁内体制の整備に努めるとともに、市民等と連携協力して環境保全施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第21条 市は、市民等の意見を環境保全施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第22条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に関し、市民等が可能な取組を積極的に推進するよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会の設置等)

第23条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、さくら市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全における基本的な事項に関すること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 策定の経緯

年	月	会議等	主な内容
2017 (H29)	6月19日	第1回環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次さくら市環境基本計画策定のスケジュールなどについて 環境に関する意識調査（アンケート）の内容について
	7月～8月	環境に関する意識調査	<ul style="list-style-type: none"> アンケート実施、集計・分析等
	8月29日	第1回庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2次さくら市環境基本計画策定のスケジュールについて 第2次さくら市環境基本計画体系等検討について さくら市環境基本計画【改訂版】の進捗状況について
	9月14日	第2回環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 環境に関する意識調査の結果報告 課題及び環境像、取組体系等について
	10月18日	第2回庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2次さくら市環境基本計画（素案）の検討
	10月18日	第3回環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次さくら市環境基本計画（素案）の検討
	11月6日	庁議	<ul style="list-style-type: none"> 第2次さくら市環境基本計画（案）の報告、検討
	11月17日	議員全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次さくら市環境基本計画（案）の報告
	12月7日	第4回環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> さくら市環境基本計画【改訂版】に係る実績報告 第2次さくら市環境基本計画（案）の検討
	12月14日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第2次さくら市環境基本計画（案）について諮問、審議
2018 (H30)	12月28日～1月25日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 第2次さくら市環境基本計画（案）の公表・意見の募集
	1月31日	第3回庁内調整会議	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果の報告 計画に対する意見等への対応について
	2月7日	第5回環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果の報告 第2次さくら市環境基本計画（案）について
	2月14日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント結果の報告 第2次さくら市環境基本計画（案）の審議、答申
	3月	策定	第2次さくら市環境基本計画

4 諮問と答申

(諮問)

環第 1178 号

平成 29 年 12 月 14 日

さくら市環境審議会

会長 高瀬 忠男 様

さくら市長 花塚 隆志

第 2 次さくら市環境基本計画（案）について（諮問）

さくら市環境基本条例第 9 条第 3 項の規定に基づき、「第 2 次さくら市環境基本計画（案）」について、貴審議会に諮問いたします。

(諮問理由)

本市では、さくら市環境基本条例で定めた「環境保全についての基本理念」を目指し、「さくら市環境基本計画」を平成 20 年 3 月に策定し、環境保全対策に努めてきました。

その後、平成 25 年 3 月に計画の改訂を行いましたが、計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、社会情勢の変化等を踏まえ、本市の環境保全施策をより一層効果的に推進するため、「第 2 次さくら市環境基本計画（案）」を策定しましたので貴審議会の意見を求めます。

(答申)

平成 30 年 2 月 14 日

さくら市長 花塚 隆志 様

さくら市環境審議会
会長 高瀬 忠男

第 2 次さくら市環境基本計画（案） について（答申）

平成 29 年 12 月 14 日付け環第 1178 号で諮問のありました「第 2 次さくら市環境基本計画（案）」について、慎重に審議を重ねた結果、妥当であると認め、次のとおり意見を附して答申します。

記

1. 計画実現に向けて

計画に掲げる環境像である「身近な自然を大切にする 環境にやさしいまち（自然と共生した緑豊かなまち）」を実現するため、指標等の達成に向けて、全庁的な取り組みを期待します。

2. 市民生活に密着した環境対策について

ごみや公害等の生活環境対策、空地・空家の管理対策等市民生活に密着した環境対策について、関係機関と連携し一層の取り組みを図られるようお願いいたします。

5 環境審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

◎：会長 ○：副会長

	氏名	区分	役職
◎	高瀬 忠男	学識経験者	元氏家町助役
○	櫻井 秀昌	学識経験者	元さくら市総務部長
	大橋 悦男	市議会議員	さくら市議会議員
	渡邊 明	市民団体代表者	さくら市保健委員会会長
	横田 昭子	市民団体代表者	さくら市ごみ問題を考える会会長
	手塚 美知子	市民団体代表者	さくら市地域婦人会会長
	福士 宏樹	関係機関職員	県北環境森林事務所環境部長
	島田 源一	関係機関職員	矢板土木事務所所長
	岩崎 奨	関係機関職員	さくら市小中学校長会会長
	加藤 有	事業者代表者	氏家商工会会長
	関 一男	事業者代表者	喜連川商工会会長
	林 賢二	事業者代表者	蒲須坂工業団地連絡協議会会長
	田島 康行	事業者代表者	喜連川工業団地工業会理事長
	稲澤 高明	事業者代表者	塩野谷農業協同組合代表理事組合長
	加藤 啓三	学識経験者	うじいえ自然に親しむ会

6 環境基本計画策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

◎：委員長 ○：副委員長

氏名	区分
◎ 藤田 幸生	さくら市市民環境会議運営委員
○ 納富 信也	さくら市市民環境会議運営委員
松田 喬	さくら市市民環境会議運営委員
佐藤 アサ	さくら市市民環境会議運営委員
福田 克之	さくら市市民環境会議運営委員
小林 雅子	さくら市市民環境会議運営委員
折原 義司	さくら市市民環境会議運営委員 (蒲須坂工業団地連絡協議会推薦)
田島 康行	さくら市市民環境会議運営委員 (喜連川工業団地工業会推薦)

7 用語の解説

【あ行】

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立。地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、得られた知見を政策決定者を始め広く一般に利用してもらうことを任務としています。5～6年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。一般家庭から排出される家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（オフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれます。

移入種

移入種に似た言葉として外来種があります。外来種は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」において「もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のこと」と定義しており、外来種は外国から入ってきたものとのイメージが強いが、移入種は外国から入ってきた生物に限定せず、もともとその地域に生息する種（在来種）以外の種と定義しています。

※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

生態系等に被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、飼養・輸入等の規制、防除等を促進することについて定めた法律です。生態系等に被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を未判定外来生物に指定し、一定期間輸入の制限を行うことも定められています。

エコドライブ（スマートドライブ）

車の省エネのことで、車を『かしこく利用』し、『かしこく運転』することをいいます。『かしこく利用』とは「近くへは自転車で行く」、「できるだけ相乗りをする」、「公共交通機関を利用する」、「計画的なドライブをする」等であり、『かしこく運転』するとは「アイドリングストップ」、「ふんわりアクセル」、「低速走行」、「早めのアクセルオフ」等のことをいいます。

エコライフ

環境にやさしい生活スタイルの概念で、自分の生活がまわりの環境や自分自身に影響を及ぼしている現状を認識し、その影響を少しずつでも減らしていく上での何らかの行動を起こしていけるような生活スタイルを言います。

SO₂（二酸化硫黄）

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

SPM（浮遊粒子状物質）

SPM（Suspended Particulate Matter）。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm（マイクロメートル：μm=100万分の1m）以下のものをいいます。

NO₂（二酸化窒素）

ボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程や、硝酸製造等の工程から発生する窒素の酸化物である赤褐色の気体で代表的な大気汚染物質です。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

エネルギーマネジメント（エネルギーマネジメントシステム）

エネルギー管理システム（Energy Management System）のことで、センサーやIT技術を駆使して、電力使用量の見える化（可視化）を行うことで節電につなげたり、再生可能エネルギーや蓄電池等の機器の制御を行って効率的なエネルギーの管理・制御を行ったりするためのシステムです。対象によって HEMS（家庭のエネルギー管理システム）、BEMS（建築物のエネルギー管理システム）、FEMS（工場のエネルギー管理システム）、CEMS（地域のエネルギー管理システム）などと言われます。

オゾン層

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約 10～50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。地球温暖化対策では、現在、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化水素の 7 物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

【か行】

外来種（外来生物） 移入種の項を参照

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。2009 年には液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象として追加されました。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業をいいます。

空間放射線量（率）

宇宙から降り注ぐ放射線や大地や大気からの放射線など、空間を飛びかっている放射線（空間放射線）の量のことで、1 時間あたりの量に換算した値（率）で表します。

国の環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画です。1994 年に第 1 次計画、2000 年に第 2 次計画、2006 年に第 3 次計画、2012 年に第 4 次計画が閣議決定されました。また、2017 年度に第 5 次計画の策定が進められ、2018 年 2 月 27 日に第五次環境基本計画（案）が公表されました。

グリーン購入

環境を考慮して製品やサービスを選ぶことで、購入段階で「購入の必要性を考える」、「購入品における資源やエネルギーの消費が少ない」、「長期間の使用ができる」、「再使用が可能」、「リサイクルが可能」などに配慮し、購入することをいいます。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいい、主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動です。アグリツーリズムともいいます。

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素など汚染物質が、太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオキシダントのスモッグをいいます。特に、夏季、日ざしが強く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカするなどの健康被害のほか、視程障害（視界を奪ってしまう現象）、植物の葉の組織を破壊するなど広範囲にわたります。

COOL CHOICE（クールチョイス）

2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買い替え・サービス利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組で、国が進めている運動です。

また、栃木県においてもオールとちぎ体制で地球温暖化対策を推進するために平成 29 年 5 月 22 日に「COOL CHOICE とちぎ」共同宣言をしています。

5R（ゴアール）

ごみの量を減らすための取組みで、①不用品を辞退すること（リフューズ：Refuse）、②ごみの発生を抑制すること（リデュース：Reduce）、③不要になったものを再利用すること（リユース・Reuse）、④修理・修繕して使用すること（リペア：Repair）、⑤再利用できないものは、再資源化すること（リサイクル・Recycle）の5つの頭文字を示します。

①から⑤への優先順位で取り組むことが重要です。

コージェネレーション

内燃機関、外燃機関等の排熱を利用して動力・温熱・冷熱を取り出し、総合エネルギー効率を高める新しいエネルギー供給システムをいいます。ガスタービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等があります。

公共事業環境配慮指針

環境への影響が大きい公共事業に対して、計画段階から実施段階までの環境配慮の基本的な事項及び実施状況の評価方法を定めたものをいいます。

【さ行】

再資源化・再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用することをいいます。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといます。

再生可能エネルギー

名前の通り、再生が可能なエネルギーのことで、常に一定量地球に降り注ぐ太陽のエネルギーなどが該当します。半永久的に利用できるのが特徴で、具体的には、風力、太陽光、水力、バイオマス、波力等が該当します。

再利用・再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することをいいます。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

里地里山

ここでの里地・里山は、人里離れた奥山ではなく、集落の身近にある人の管理・活用により生かされる身近な場所、例えば、田、鎮守の森、雑木林、丘陵地、水路、あぜ道、ため池、河川などをイメージしています。地域の住民と身近な里地・里山が密接に関わり、活用されることで、野生生物の生息環境の確保や循環型社会の構築を図ることができると考えられます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

次世代自動車

次世代自動車は、省エネルギー・CO₂低減やエネルギー多様化への対応、石油依存度の低減などの観点から、地球環境保全において非常に重要な役割を担っています。環境省の次世代自動車ガイドブック 2014 では、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG（圧縮天然ガス）自動車等を次世代自動車として位置づけています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当します。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念で、エコシステム(Ecosystem)ともいいます。

生物多様性

地球上に生息する動植物の異なった個性とつながりを示し、①生態系の多様性（森林、湿原、河川など様々なタイプの自然環境があること）、②種の多様性（様々な種類の生物が生息・生育していること）、③遺伝子の多様性（同じ種でも生息・生育する場所によって様々な違いがあること）の 3 つの多様性があります。私たちはこの生物多様性から様々な恩恵を受けています。

【た行】

ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法^{*}では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義しています。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められていますが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられています。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成されます。

※ダイオキシン類対策特別措置法

1999年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められています。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいいます。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料と

しての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもあります。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することをいいます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要となります。

パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択された、全ての国が参加する温室効果ガス排出抑制に向けた国際的枠組みで、世界共通の長期目標として、産業革命後の世界の平均気温の上昇を2℃以内（努力目標1.5℃）に抑えること、全ての国がその実現に向けた排出抑制目標を定め野心的な取組を実施し、地球温暖化を緩和していくことが定められました
※（参考）京都議定書は、1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において採択された議定書で2005年2月に発効しました。

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量、Biochemical oxygen demand の略称です。河川の汚濁の度合いを示す指標となっています。

水中の有機物等の汚濁源となる物質が、微生物により無機化されるときに消費される酸素量（mg/L）を表したものをいい、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

PM2.5（微小粒子状物質）

大気中に浮遊している直径が2.5μm以下の超微粒子（1μmは1mmの千分の一）で、大気汚染の原因物質の一つです。粒径が小さい分、気管を通過しやすく、肺泡など気道より奥に付着するため、人体への影響が大きいと考えられています。

フリーマーケット

公園などを会場に、市民が各家庭に眠っている不用品などを持ち寄って販売する市場のことをいいます。不用品を捨てずに必要とする人に安く販売することで、ごみの減量や資源の再利用に役立つ運動として多くの地域で行われています。

【ら行】

リサイクル（5R、再資源化・再生利用を参照）

リスク（Risk）

リスクとは、恐れ、不確実性、未来において損害が発生する可能性があることを意味し、環境分野では、一般に環境中に排出された化学物質が人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのあることをいいます。

リデュース（5R、発生抑制を参照）

リペア（5Rを参照、修理・修繕して使用すること）

リフューズ（5Rを参照、不用品を辞退すること）

リユース（5Rを参照、再利用・再使用を参照）

れき 礫河原

主に小石や砂で構成された河原を示し、本市の鬼怒川河川敷にある礫河原ではシルビアシジミ、カワラノギク、ミヤコグサなどの礫河原固有の貴重種が存在します。

第2次さくら市環境基本計画

身近な自然を大切にする 環境にやさしいまち
(自然と共生した緑豊かなまち)

2018年3月

発行：さくら市

